

第六十五回 参議院社会労働委員会會議録第三号

昭和四十六年二月十六日(火曜日)
午後二時九分開会

委員の異動

一月二十八日
高田 浩運君 補欠選任 鈴木 省吾君
小平 芳平君 宮崎 正義君
一月二十九日
鈴木 省吾君 補欠選任 高田 浩運君
二月五日
高田 浩運君 補欠選任 田中 茂穂君
宮崎 正義君 小平 芳平君
二月六日
田中 茂穂君 補欠選任 高田 浩運君
二月十六日
山本 杉君 補欠選任 長屋 信一君
大橋 和孝君 近藤 信一君

出席者は左のとおり。

委員長 林 虎雄君
理事 上原 正吉君
高田 浩運君
小柳 勇君
委員 鹿島 俊雄君
黒木 利克君
徳永 正利君

長屋 茂君
山崎 五郎君
近藤 信一君
村尾 重雄君
喜屋武眞榮君
内田 常雄君
高木 玄君
浦田 純一君
加藤 威二君
北川 力夫君
穴山 徳夫君
八木 哲夫君
中原 武夫君
江間 時彦君
松下 廉蔵君

政府委員

厚生大臣官房長
厚生省環境衛生局長
厚生省社会局長
厚生省年金局長
社会保険庁医療保険部長
社会保険庁年金保険部長

事務局長
常任委員会専門員

○委員長(林虎雄君) 理事の辞任についておはかりをいたします。
鹿島俊雄君から、文書をもって理事を辞任した旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(林虎雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。理事の選任につきましては、先例により、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(林虎雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
○委員長(林虎雄君) 社会保障制度等に関する調査を議題といたします。
御質疑のある方は順次御発言をお願いします。
○小柳勇君 社会局長、この前の予算委員会ですと老人問題を質問いたしました。時間の都合でこまかい面が質問できませんでしたので、大臣が見えますまで、この質問の残りましたやつを二、三質問いたしたいと思いますが、一つは、寝たきり老人の対策で、いま統計によりますという四十一万人、緊急に対策を必要とする人四万人、四万人の対策については、この前大臣も抽象的に答弁されましたので、この四万人の緊急対策をもう少し具体的に御説明願いたいと思います。

○委員長(林虎雄君) 社会保障制度等に関する調査を議題といたします。
御質疑のある方は順次御発言をお願いします。
○小柳勇君 社会局長、この前の予算委員会ですと老人問題を質問いたしました。時間の都合でこまかい面が質問できませんでしたので、大臣が見えますまで、この質問の残りましたやつを二、三質問いたしたいと思いますが、一つは、寝たきり老人の対策で、いま統計によりますという四十一万人、緊急に対策を必要とする人四万人、四万人の対策については、この前大臣も抽象的に答弁されましたので、この四万人の緊急対策をもう少し具体的に御説明願いたいと思います。

○政府委員(加藤威二君) 寝たきり老人につきましては、いま先生御指摘のように、四十二万人ばかりおりますが、そのうちで一人暮らしであるとか、とにかく早急に何らかの社会的な措置を必要とするという老人が約四万人という数字でございます。そういう老人に対する対策といたしましては、いろいろあるわけでございますが、まず第一には、そういう寝たきり老人を収容するための特別養護老人ホーム、これを早急に整備していくということが第一点であろうと思います。それで、こういう福祉施設の整備費は来年度、四十六年度におきまして、四十五年度に比べて約六〇%増で三十億増になっております。これをいろんな児童の福祉施設とか、身障の福祉施設とか、あるいは老人ホームに配分するわけでございますが、それをどういうぐあいに配分するかというところはまだきまつておりませんが、もちろん予算が通つてからでございますけれども、それをどういうふうに分するかということはまだ未定でございますが、この予算が可決されました場合には、私もいたしましては、この三十億については最優先的に特別養護老人ホームに回したい、その金額についてはまだ申し上げる段階ではございませんけれども、そういうことをまず第一に考えてみたいと思います。

そのほか、たとえば四十六年度におきましては、一人暮らしの老人対策といたしましては、新たに計上いたしました予算といたしまして介護人というものを新たに設置する、これは約三千四百人でございます。家庭福祉員というものが別にございまして、これが約六千三百人ございますが、そのほかに特にからだが悪くなったという場合に、短期間派遣して身の回りの世話をするという介護人という制度をこのホームヘルパーのほかに設ける、これを三千四百人。予算といたしましては二千六百万でございますが、これの予算措置をい

たしたいということが一点でございます。

そのほか、これは一つの試みでございますが、テレフォン・センターというのをつくりまして、一人暮らしの、ことに寝たきり老人のうちで電話のないところに電話を設置いたしまして、福祉事務所等から一日に二度とか三度、時間をきめまして電話連絡をする、また必要によつて老人のほうから電話を受ける、こういうテレフォン・センターを設ける。これは二つの市——モデル的でございますが、二つの市におきまして約五百人ぐらゐの一人暮らしの老人を対象にいたしまして、そういう対策をやつてみたいというぐあいに考えております。

そのほか、さつき申しました家庭奉仕員の増員六千一百名を六千三百名にふやす、これでも不十分で、ございませうけれども、要するにホームヘルパーの数をふやすという対策もいたしたいと思ひます。

それから機能回復訓練、寝たきり老人の中には脳卒中等で倒れたという方も相当多いと思ひます。そういう方々に対して機能回復訓練を行なう、これに約四千万円の予算を計上いたしております。そういうような対策を総合的に実施いたしまして、まだまだ不十分でございませうけれども、寝たきり老人の援護のために努力をいたしたいというぐあいに考えております。

○小柳勇君 初めに三十億の増と言われましたけれども、それはどういふ予算ですか。

○政府委員(加藤威二君) これは社会福祉施設整備費全体でございますが、これが四十五年度で五十三億であつたわけでございませう。それに三十億を加えまして八十三億というものが社会福祉施設整備費といたしまして予算案の中に組み込んであるわけでございませう。これは先ほど申し上げましたように、老人福祉施設ばかりではなくして、その他の児童福祉施設等もみな入った総合的なものでございませう。そういう予算でございませう。

○小柳勇君 だから、この三十億は、私の質問が寝たきり老人の四万人の緊急対策費について質問しているのだけれども、この三十億というのは、いまのやつに直接関係がないような気がするの

すが、どうですか。

○政府委員(加藤威二君) 私が申し上げましたのは、三十億全部を老人福祉施設の整備につぎ込むわけではないということをおし上げたわけでございませう。三十億のうちから十億ぐらゐの十五億ぐらゐのかというところは、今後、予算が可決せられまして後におきまして、児童局等とも話し合い、また大蔵省とも話し合つて、どういふ施設に振り振り向けるかということはおしきめていく。その三十億のうちの相当部分を私どもは老人福祉施設の整備に充てたい、こういうことでございませう。

○小柳勇君 それでは、この寝たきり老人対策費は、四十六年度予算は一億三千四百六十五万四千円ふえておりますが、これ以上に、これと別に三十億の中から、その大部分を寝たきり老人対策費として使つて、こういうことですか。

○政府委員(加藤威二君) 先生の御指摘の中に施設整備費が入つておらないとすれば、これはその別ワケでございませう。

○小柳勇君 わかりました。それでは、その三十億の分配がいつ行なわれるかわかりませんが、一応腹案でもできましたら教えてもらいたいと思ひます。

次は——大臣みえましたけれども、ちよつとほかの問題を……

それから、この特別養護老人ホームなどにリハビリテーションのための予算があります。機能回復訓練費、これはいままでなかったのですけれども、四千二百四十九万というのがつきました。しかし、この技術者がいるかどうか。特別養護老人ホーム利用が二十二カ所、それから老人福祉センター利用が四十六カ所、合計六十八カ所になります。この六十八カ所に新たに経費を百五十万円平均つけておりますが、経費はつきまされども、あるいは器械はホームに設備いたしますけれども、技術者が充てられるかどうか、見通しをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(加藤威二君) 確かに先生御指摘のよう、こういった施設に対する技術者の確保とい

うことが今後非常にむずかしい、また重要な問題になってくると思つてございませう。この特別養護老人ホーム、これが百カ所以上ございませう。その中でいわゆるOT、PTと申しますか、そういう専門的な技術者、これがわずかに二十名程度でございませう。したがひまして、今後こういう施設にできるだけこういう専門家に入つてもらうということが何よりも必要であらうと思ひます。そういう努力をいたしたいと思ひます。

なお、そういうほんとうの専門家のいない施設におきましては、それに準ずる人々というものをできるだけ養成いたしまして、不十分かもしれないけれども、専門家ではないけれども、できるだけそういう技能を見習つてもらひまして、そういう人で補充していくという措置以外にはないと思ひます。できるだけ早い機会にそういう専門家の充足に努力をいたしたいと思ひます。

○小柳勇君 いまリハビリテーションの技術者の問題で、私も実は心配しております。そのうち、医療局長のほうからOT、PTの現状を御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(松下康蔵君) ただいま御質問がございましてリハビリテーションに従事いたします専門職としての理学療法士、作業療法士の現状でございますが、御案内のように、昭和四十年に理学療法士及び作業療法士法が制定せられて、以降昭和四十五年十二月現在におきます数といたしましては、免許を持つておりますのが理学療法士として千二百十二人、作業療法士として三百八十八人、養成施設といたしまして、理学療法士の養成施設が八カ所、作業療法士の養成施設が三カ所、定員といたしまして、理学療法士の養成施設が百四十人、作業療法士の養成施設が六十人、そういうような状況でございませう。

○小柳勇君 社会局長、こういう実態です。機能訓練は、いまこゝにも予算がついておりまして、六十八カ所新たに予算がつきました。一カ所百五十万円ですから、器械も相当入つてまいりますけれども、実際の技術者がいないのです。特

別養護老人ホーム——諸外国もそうですけれども、いま日本で一番いいといわれております福岡県筑紫郡の悠生園などは、ただ老人を大事にして寝かせたりで、看病するだけでは施設ではないと断言しておられます。近い将来に作業訓練、どんなお年寄りでも、からだが動かぬような人でも作業訓練に懸命に取り組む、そこに生きる希望を与える、それがほんとうの意味の老人ホームであるといわれておりますが、その作業訓練とい

ものはまだこれからで、ほんとうに芽が出てくるだけですね。寝たきりの老人をただベッドに大事にしておけば、おしめをかせてやれば、これがいままでの老人ホームの観念であつたけれども、これはただほんとに殺すだけだ、そんなものはホームじゃないのだ、老人ホームというのは、とにかく生きる、生命のある限り起き上がつて作業をする、そして毎日毎日が社会復帰に対する戦い、これが老人の施設であるといわれておりますけれども、このOT、PTの対策というものは、老人ホーム対策以上に緊急を要するものではないかと思つております。にもかかわりませず、現状としては、もうほとんど病院に配置されておまして、これから老人ホームにそういう技術者を呼ぼうとするにはなかなかたいへんなことであらうと思つ

た法律ですけれども、これがこゝで切れるわけですね。だから、この法律をあと五年延ばしてくれというふうな意見もあつて、また医師会などでは反対の意見の相当陳情が出ております。その問題については、きょうは論及いたしません。私どもも検討しなければならぬが、ただ、いまの具体的な事実として、これから老人ホームをどんどんつくつていかなければならぬけれども、しかもそれはただ収容して大事にする、そういうホームではなくて、生きるためにからだを訓練する、死ぬまでそれは訓練する、それには医師と同時に看護婦と作業療法士及び理学療法士が必要である。だ

ただいま御質問がございましてリハビリテーションに従事いたします専門職としての理学療法士、作業療法士の現状でございますが、御案内のように、昭和四十年に理学療法士及び作業療法士法が制定せられて、以降昭和四十五年十二月現在におきます数といたしましては、免許を持つておりますのが理学療法士として千二百十二人、作業療法士として三百八十八人、養成施設といたしまして、理学療法士の養成施設が八カ所、作業療法士の養成施設が三カ所、定員といたしまして、理学療法士の養成施設が百四十人、作業療法士の養成施設が六十人、そういうような状況でございませう。

○小柳勇君 社会局長、こういう実態です。機能訓練は、いまこゝにも予算がついておりまして、六十八カ所新たに予算がつきました。一カ所百五十万円ですから、器械も相当入つてまいりますけれども、実際の技術者がいないのです。特

別養護老人ホーム——諸外国もそうですけれども、いま日本で一番いいといわれております福岡県筑紫郡の悠生園などは、ただ老人を大事にして寝かせたりで、看病するだけでは施設ではないと断言しておられます。近い将来に作業訓練、どんなお年寄りでも、からだが動かぬような人でも作業訓練に懸命に取り組む、そこに生きる希望を与える、それがほんとうの意味の老人ホームであるといわれておりますが、その作業訓練とい

から、厚生大臣にも御意見聞きたいのですけれども、私は、この前も予算委員会でも老人問題を取り上げましたが、老人問題は、ただ施設をつくってそこに収容するというだけでは無意味ではないか、もちろん半分は意義がありますけれども、そこに医師なり看護婦なり、しかもそこでは作業療法、理学療法をやって、からだを動かして、そうして社会復帰の理念、希望をわきたせる、こういうような方向にやらなきゃならないが、この作業療法士及び理学療法士の教育施設はないわけなんです。まだ不十分なんです。現在、いま言われたように、理学療法士のほうで八カ所、作業療法士のほうで三カ所、しかも年間卒業生はわずかに二百名であるということですね。これではもうとてもいかにしようかと思ふが、夜学でもいいし、夜学よりもほんとは学校を、少なくとも短大ぐらいの程度の学校をつくってこれというのが医師会の要求であります、厚生大臣もお考えになったことが——お考えになっていると思ひますが、見解を聞くと同時に、医務局のほうで何か対策があれば、具体的には医務局のほうから御説明願いたいと思ひます。

○国務大臣(内田常雄君) 寝たきり老人あるいは脳卒中で倒れた方々のリハビリテーションが大切だ、機能訓練、社会復帰が大切だということが最近非常に強調されてきました。先般も、私、その方面の座談会のようなものに引き出されて、相手方のお話もよく承っておりましたが、まことに同感を禁じ得ないものがありました。ところで、いまのオキエペーショナルセラピストあるいはフイジカルセラピストといいますが、OP、TPの養成につきましては、関係の方面から私どもに對しまして特例試験の期限を延ばしてほしいといううな陳情、要請がございました。私自身が、現在OT、PTがどのくらい養成済みの人がいるか、またその養成機関の定員等はどうかといううなことについて、たまたま私が当局から説明させたことがございますが、すでにでき上がっているOP、TPの現員も非常に少ないし、またその養

成施設、またその定員が非常に少ないということに意外のような気持ちがありました。

そこで、その特例試験の問題につきましては、国会方面とも相談中でございまして、そういう面から——これなかなか試験がむずかしいところでございまして、はたして適格者が特例試験の期間を延ばすことによりまして何人補充されるかという問題もございまして、またそれはそれとして、いまのリハビリテーションの人的の充実に重点を置くと思ひます。いまのまの養成施設でいいとも私は思ひません。これは、私、その方面の深い専門家がございまして、正直に申し上げまして断定はできませんが、そういう気持ちもいたしますので、いま小柳さんのお話を聞いておりますと、たいへん専門家でいらっしゃるやうな御意見をいただいておりますので、そのとおりではないかと思ひますので、お話を件につきましてはよく当局とも相談し、またこれは予算の配分先も、八十三億の配分になりますか、あるいはほかの施設の助成等の予算がありますか、その辺を検討いたしまして、できるだけひとつ考慮はいたすような打ち合わせをしてみたいと思ひます。

○小柳勇君 くだいようですけれども、一言私も意見を述べておきたいのですが、特別養護老人ホームなんかに行きますと、やはりちゃんと施設が、作業療法、理学療法の施設があることはあるんです。しかし実際はそこまで手がつかないんですね。医師が一人一人ついておて見るわけにいかぬものですから。ここに四千二百四十九万の予算がこるとつきましますけれども、器械のほうは十分これに入るかわかりませんが、これが十分に活用されるかどうかについては若干問題を私は持ちます。したがって、さき三十億円の配分の話がありました。いま五年間の間に試験を通った方が約千二、三百くらいおられるようです。そういう諸君からPT、OTの法律をもっと延長してくれという切なる陳情があるわけですが、ただ、講習

会だけ受けてなかなか試験通らぬようですね、むずかしくて。したがって、でき得べくんばそのほうの施設をつくると同時に、学校——養成施設ですね、養成施設なり教官のほうにも三十億の中から幾ぶん金をさいて、早急にこのOT、PTの技術者の養成にこの際ひとつ厚生省は踏み切るべきではないかと、こういう気がしてならぬのです。私は、昨年からずっと方々見てまわつて、諸外国を見てまいりまして、老人を入れる施設も、家も必要だけれども、もっとやっぱりそういうような自分が社会復帰するといふ意欲を徹底的にその御老人に吹き込んでいかなければ、みづから意識をわき起こさなければ、ほんとうにこれはただ悪い意味の飼ひ殺しになってしまうといううなことを考えますので、いまのOT、PTに関する法律を延長するかどうかはまた別の機会に論議しますから、この委員会でも論議してもらいますから、施設のほうを早急にひとつつくと、そして技術者を早急に養成すると、そういう方向だけでもひとつ考えてもらえないものだろうか。大臣から再度見解を承ります。

○国務大臣(内田常雄君) いまお話の四十五年度の予算に三十億ふえますというのには、社会福祉施設の整備費のことだけでございまして、四十五年度は五十三億であるとか、四十六年度は八十三億、これは国費だけでということになります。それに地方費その他がつきますので、何倍かに伸びましていろいろな施設になるわけでありまして、その八十三億のお金がOT、PTの養成施設のほうに使えるものであるかどうか。いわばこれは看護婦の養成所といったようなパラメディカルの施設費になりますので、身体障害者施設でありますとかあるいは養護老人ホームでありますとか、そういう福祉施設の系統と少し費目の系統が違ふので、それが流用できるかどうかといううなことも検討してみなければならぬ問題があると思ひます。普通ならば私はその金はそちらには使えないように思ひますが、まあ予算というものは必要に応じて使うものでありますし、これは絶対に不可能

なんだといううなものじゃないと思ひますので、その三十億増加の部分の流用の問題は、自信はありますけれども、それも含めまして検討いたしたいと思ひます。

○小柳勇君 そうしてもらいましょう。それでこのすぐ出発できませんでも、ことしの八月から来年度予算にかかるわけでありまして、来年度には早急にそういう施設をつくり、そしてたとえば法律を延ばすにしても、その人たちが正規の学校で教育を受けて試験を受ける、そうして水準が上がりまうように厚生省としてもひとつ配慮してもらいたいと思ひます。

次の問題に入りますが、次はもう一回、七十歳以上老人の医療無料化の問題について大臣からりっぱな御答弁をいただきましたけれども、これはいま当面の善政だと思ひます。ほんとうに七十歳以上の老人の医療がどこでも無料であるということは、これはまことに善政だと思ひますから、事務当局でもいければ、具体的にやるとすればこれくらい予算がかかる、こういうところからひとつ出したいといふこの間の予算委員会の答弁のあとを受けて、何か具体的な前進の姿があればお聞かせおき願ひたいと思ひます。

○国務大臣(内田常雄君) これは、私ばかりでなしに、いまの厚生省の諸君がみなそのことに思いを寄せております課題の一つであると思ひます。単に一つであるばかりでなしに、これからの社会福祉政策というものが老齢者対策というものに非常に多くのシニアを持たせるべきであるということは、これは先般もお話いたしました人口構造の見通しの推移等から考えましても、またこれまでの家庭福祉といいますが、地域福祉といううなもの、その仕組みがだんだん崩壊してまいり、そしてほんとうの意味の社会福祉、国家福祉の政策でめんどろを見なければならぬということになつていくであらう。そういう状況から見ましても、いま申しましたとおり、私どもが最大の関心を寄せる福祉の課題になるわけでございます。その際、もちろん所得保障の問題あるいは生きがいの

問題等々もござりますが、医療、健康の問題は小柳さんの言うとおりのことでございまして、何しろ病気になるやすい高齢者でございまして、その上、また医療費の負担にたえ得るだけの十分の所得が得られない年齢にもなる、こういう点から考えまして、したがって七十歳以上の方々の医療を無料にするという問題が当然提起されるべきだと思います。その際にそれを解決する方法は二つあると思います。その一つは——二つあるということとは、いずれか一方でという意味ではありません。二つの組み合わせがあると思います。一つは、ある種の老人の病気に着目いたしまして、公費医療の分野を広めていくことと、それからもう一つのほうは、いまだとえば国民健康保険で申ししまして、家族である老人はやはり患者負担三〇%でございまして、それを何らかの形において国なり地方公共団体がお手伝いをして、そして実質的に七〇%給付ではなしに、それを八〇%給付、九〇%給付というようなことにしていく、つまり保険医療の中において措置する問題と両方ございまして、これは両方から攻めていく以外にないと思ひまして、そのつもりでだんだんに施策を講じていくことにいたしたいと思ひます。

それで、これは私がこの前も予算委員会で大ざっぱな数字を申し上げましたが、いま、たとえば六十五歳以上の老人の数をとりまして総人口の七%でございしますが、もう十年、十五年先にはそれがさらに二、三%にもふえます。それから病気の率が若い人よりも——かりにですね、腰だめの話でございしますけれども、倍くらい病気になると思ひたします。そうすると、高齢者の医療費というのは国民全体のやはり二割くらいになるのじやなかろうか。総医療費が現在でも二兆五千億くらいかかるとすれば、老人の医療費を根もとから計算すると五千億くらいになる。しかし、幸い保険でカバーしておりますが勤労者保険におきましても現在約五割、それから国民健康保険などにおきましては七割でございしますから、保険の自己負担分ということになりますと、先般政府委員から

御答弁申し上げましたが、私が九百億と言つたら、政府委員が、九百六十億円ですというたいへんこまかい数字のお話もございしましたが、そのくらいになるわけでありまして、その九百六十億というのはいま直ちに国費で出すというようなことは、これは財政の見合いからなかなかむずかしい点もございします。一部は地方公共団体がいま小柳さんの仰せのように負担をされる、そういう趨勢にもありますので、国からそれを助成するというような方向はとれないものだろうか、こういうふうなことで詰めてまいりたいと、こういうふうにかえておる次第でございします。

○小柳勇君 この間の予算委員会が答弁があったことは少し印象が後退したような印象を受けますから、後退でなくて、ひとつ大蔵大臣ともよく検討をされて、私は六十五歳以上の医療費と言いたいが、それでは少しいまの財政規模で無理ですから、七十歳以上は少なくとも公費負担という線です。ひとつ最善を尽くしてもらいたいと思ひます。これはもう私は事あるごとにこれが実現するまでひとつ言ひ続けていきたいと思ひますから、ひとつ厚生省も厚生大臣もがんばってもらつて、ただ地方がやるからこれを補助するとか援助するでなくて、国みずからが主導権をとつて、そして国力足らぬ面は地方からもひとつ助けてもらおうというふうな、主客を転倒した考えで、主導権を持つて七十歳以上の医療の無料化に向かつてひとつばく進してもらいたいと思ひます。これは、いま答弁求めません。いまの答弁は、この間の予算委員会の私の印象よりも少し後退したから、大臣にひとつお願いしておきます。

それから次は、衆議院でも問題になったようでありまして、社会保険審議会の答申がもう間に合わないではないかという心配をしております。それほど健保の改正というものはたいへんなことですね。たいへんなことだものだから、問題がこじれて答申がなかなか今晩中にも出ないのではないかと言われておりますが、現状はいかがでございますか。われわれは新聞でだけしかわから

りませんので、現状を御報告願いたいと思ひます。○国務大臣(内田常雄君) 結論から申し上げますと、この前、私は衆議院の予算委員会でも妙なことをばを使ひまして、二月十六日には審議会の答申をいただいた上で国会に健康保険の改正案を提出したい、つまりそれを定時発車にいたしました、その前において、審議会の御意向を十分聞かないで、いわば見切り発車のような形で国会に法律案は提出しない、こういうようなことを申し上げてまいりました。

実は、昨年の暮れに昭和四十六年度の予算案を編成をいたします際に、当然今度のこの法律案の重要な中身になっておりますいままでの累積赤字のたな上げでありまして、あるいは国庫負担の定率化等の問題に關連をいたしました制度の改正に触れざるを得ないこととございしたので、社会保険審議会並びに社会保障制度審議会の両審議会に對しまして、私から、将来の抜本改正はその方向でぜひひとつ両審議会の御意見を急いでまとめていただきたいが、それはそれとして、四十六年度にはこういう構想で抜本改正の第一歩を踏み出したいというようにことを御説明を申し上げたわけでありまして、それに対して、両審議会からは御意見をいただいております。その御意見は、もちろん全部賛成で、たいへんいいことだからそのままやりなさいということではございしませんで、いろいろな御批判をも含んだ意見ではございしましたが、意見をいただいておりますので、私は、その意見をもつて両審議会から明年度の改正につぎましては御意見があったものとして法律案を国会に提出いたしてもいいものだと思ひ初めは考えました。そうであるならば、もう早くから用意をいたしておりましたので、今日まで両審議会をわずらわせないで、もつと一月中にも法律案を国会に出せたわけでありまして、衆議院のほうの御意見で、それではやはり見切り発車だ——両審議会から形式的にもせよ、先に意見をいただいてあるものでありますから、あとの諮問、答申

ということが形式のような形になります。そういうやつぱり答申をもらつた上で出すべきだ、見切り発車をすべきではないと、こういう御意向もございしたので、私は見切り発車しないことにいたしました。十六日を定時発車の期限といたしまして答申をいただくように最大の努力をし、同時にその答申を待つて法律案を提出すると、こういうお答えをいたして、その期限がきょうでございます。

実は、きょうはちやうど火曜日で閣議の定例日でございますので、私がひよつと思ひつたことは、できればけさの午前中の閣議でかけられれば一番いいと思ひましたけれども、審議会にもいろいろ御事情があるようでございしますので、けさの午前中の閣議に間に合うような形で、この十六日を定時発車とする答申がいただけないかもしれないと思ひまして、直ちに衆議院におきまして、十六日午前中ということばを自動的にすぐに同じくだりで私が訂正をいたしました。十六日には答申をいただいて、それに基づいて法律案を国会に提出する方向に進めますと、こういうふうにならしたのでございします。

そこで、きょうが最後の日でございまして、昨晩から両審議会にもお願いをして大詰めに入っておりますので、今晩中にも両審議会から、前の御意見を答申の形に直したようなことに相なるのではないかとと思ひますが、全面賛成ということかどうかそれはわかりませんが、何らかの御答申をいただけたらと考えておりますので、したがって定時発車ということで間に合う、こういうふうには私は考えておるのでございします。

○小柳勇君 審議会でも審議は難航しておりますように、私も再三この健康保険法の改正には立ち会つてまいりましたけれども、新聞にも報じておりますように、たいへん改正なんです。したがって、それだけ難航しておるんですから、審議会の答申がきょう間に合わないければ法案は出せませんね。

○国務大臣(内田常雄君) 審議会は、三権分立で

国会とそれから政府というような関係のものではございませんで、行政府内部の政府がお願いをして御意見を承る機関でございまして、その責任者である私から国会のお約束もこれあり、十六日中には御答申をいただきたいということをよくお願いをしたり、申し上げたり説明を尽くしておりますので、小柳さんのおこぼ、御懸念がございしますように、審議会の御答申がいただけないということにはならないで、きょうじゅうにはどんなにおそくとも御答申がいただける、こういうことで私は進めておるわけでございます。

○小柳勇君 くだく言っても並行審議だと思いませんけれども、答申が出なければ法律は出せませんね。

○国務大臣(内田常雄君) そういうことにおのずからなると私は考えております。

○小柳勇君 わかりました。それくらいいいです。

○国務大臣(内田常雄君) よろしくお願いをいたします。

○小柳勇君 あとは、この前の予算委員会で見聞きたかったんですけれども、厚生年金の改正が今度出ますけれども、還元融資が二五%なんですね。少なくとも三分の一は保険料を納めるいわゆる国民に融資を還元せよ、この資金を還元しないというこの意見が多い。これは審議会の意見もそういうふうな答申がありますが、大蔵大臣にも聞きたかったんですけれども、予算では時間がありませんでした。厚生大臣はどう考えますか。

○国務大臣(内田常雄君) 私どもは、率直に申し上げますと、ことばは悪いんですが、私どもが取り扱ってまいってきいておる資金であり、積み立て金でありますので、やはりこちらでかせいだ金ですから、こちらのかせいだ金のその色彩に合うような方向にできるだけそのお金は還元融資したいという気持ちが高直なところから考えます。しかし、これまたより高いところから考えますと、国民生活各方面、これが住宅であれ道路であれ、あるいは中小企業であれ、社会福祉であれ、いろいろな面に予算支出ではなしに融資をして、そして今日の社会開発や国民生活の向上をはからなければならぬという一方に要請があるわけだということの状況にたいしては、わがほうでかせいだ金はいまの二五%ではなしに三分の一とか、こういうことでけんかをしてもなかなか押し切れない面がございまして、伺ってみますと、これが十年戦争、二十年戦争のようなことを大蔵省とやっていると、こういうような状況でございまして、これら第一、福祉国家が国の目標だというような時代になつてまいりましたので、私どもも、その問題、十年戦争、二十年戦争の片を少しでもつけやすく——ことばはたいへん悪うございました。たいへん適當でないことばを使つておりますが、戦争じやない、これは平和交渉でございしますが、戦争も、そういう方向にやりやすいようなことになつてきておると思われまして、今後の施策の方向で私は努力いたしてまいりたいと思つております。

な若干の、二五%のほかに、まあそれほど言ふならばということ、何十億でございしたか、五十億でございしたか八十億でございしたか、プラスアルファのような資金を還元融資に四十五年からつけ加えていただいておるような状況でございします。

○小柳勇君 もう一つは、この融資を、たとえば公害防止事業団に融資するようなことも——まあ医療金融公庫も言いたいが、これはまあ医師会におこられるからあまり言えませんが、こういう公害防止事業団にまで還元融資を利用することはどうであらうかと、大臣、閣議などで発言されたことございますか。

○国務大臣(内田常雄君) 残念ですけれども、そのおっしゃったことおりの意味においては発言はいたしておりません。公害防止事業団の資金に関連しては発言いたしておりません。

○小柳勇君 私どもが考えましても、公害防止事業団に保険料のたまつたものを還元融資することについてはやっぱりどこか問題があると思つて、こういうものも大蔵大臣の前で予算委員会です。やりたかつたのでありますが、これはまた、またの機会にひとつやってみましょう。いまの率の問題とか、還元融資の利用先、こういうものはもう少しやっぱり国民的に、国会で、やはり予算委員会などで十分議論しなきゃならぬと思つてますから、これはまた別の機会にやりましょう。

それから厚生年金が今度、再計算期でないにかかわりませう、年金改正法が出るわけですね。これはもう物価がどんどん上昇してやらざるを得ないということも大きな原因ではないかと思つて、すが、こういう点いかがですか。

○国務大臣(内田常雄君) 簡単に申しますと、そのとおりでございします。

○小柳勇君 そこで、これは厚生年金も国民年金も厚生大臣が所管でございまして、いまの日本の年金制度の九割が厚生大臣の手中にあるわけですね。で、平均寿命がどんどん延びますと、国民生活の年金というのに対しての依存度というものがずいぶん大きいのであります。したがって、厚生大臣及び厚生省の皆さんは、年金の改善なり、年金というのに対しての基本的な理念を確立して、体制を整備しなきゃならぬと思つて、す。かつての時代は、年金というのは恩恵として、生活の元金なときに貯金しておけば、年金はほとんどもう、さしみのつまぐらいに考えられていた時代もございました。ところが、いまのようにならうに寿命がどんどん延びる、同時に物価がどんどん急上昇いたしますと、年金が老後の生活の安定の一番大きな柱になります。したがって、年金の改正なり年金制度の整備については、もつと基本的に、根本的にあれしなきゃならぬと思つて、公的年金の調整の問題は、この前時局がなくて総理に聞かせませんでしたからまた別の機会にやりますが、国民年金なり厚生年金の制度の充実及び年金のスライドアップなどについては、厚生大臣はもつと堂々と胸を張って大蔵省に

もかけ合つて、あるいは閣議にもかけて、充実すべきであると思つて、その見解をひとつ聞いておきたいと思つてます。

○国務大臣(内田常雄君) そういうつもりでもございまして、事実堂々と胸を張つて実はやっていますつもりでございまして。ただ一番大きな問題は、やはり物価の騰貴の問題がございまして、いわゆるスライド制の問題をどうするかというようにございまして、ほんとうに困りますことは、それは大勢から見て日本の経済が成長する限り、また生産性が伸びる限り、またお互いの所得が伸びたりコストプッシュもある限り物価は上がる——と言つと、私は政府の一員として厚生大臣がとまらぬことになりまして、物価が上がるであらうということ想定いたしますが、やはりそれに応ずるような施策をとらなければ実際が合わないと思つて、しかし厚生大臣の私が、物価は上がるんだから、したがってそれに応ずるスライド方式をとるのだということを先回りをして言うわけにいかないという悩みがひとつあります。と、それからもう一つは、いまの年金は、御承知のように、いまは日本の人口構造が老齢化したしておりませんので、掛け金をなさる方が非常に多くて、そして年金を受ける方は非常に少ない状況でございまして、でございますから、先ほどもお話が出ましたように、積み立て金がたまるわけで、その運用の問題が生ずるわけでございまして、これが先ほど来からも御議論ございましたように、もう数年、十年あるいは十数年の間に非常に老齢扶養人口というふうなものが今日と様相を変えてまいりますことは明らかでございまして、したがって、いま積み立てられておるものを、いまま少い年金を受けておる人々のために賦課方式といふと、全部分配してしまふということになります。これから先数年、十年後の年金の掛け金をなさる方の負担が非常に大きくなり、いわゆる賦課方式が積み立て方式かという問題にぶち当たります。正直に申して、もうほんとうに何もかもあけすけに申してしまふつもりでおりますと、私は、

賦課方式と積み立て方式の折衷方式がいいんじゃないかとさえ思いますが、いま申しました二つ、三つの点を常に頭に置きながら、年金問題につきましても、その改善あるいは合理化につきましても、その努力を胸を張ってやってまいりたいと思っております。

○小柳勇君 時間がまいっておりますが、国民総生産の問題と社会保障との問題、いわゆる分配の問題など基本的な少し大臣の意見を聞きたいのですが、これまた予算委員会と別途総理以下閣僚の前で一ぺん意見を聞いて、国民総生産が伸びるのに社会保障がブレーキになるのかあるいは推進力になるのか、一ぺんそういうものを皆さんと論争してみたいと思いますが、時間がありませんからその問題は省略いたします。

最後は美容・美容ですね、環境局長に。美容・美容の皆さんがいまいろいろ陳情に参りまして、管理美容師が、法律をつくりましたけれども、たいへんこれはもう重荷であるというふうな意見もございまして、われわれもいまこの国会で考えなければならぬことになっております。美容・美容の現状、それから学校を出る方たち、国家試験を通る方たちの数及び管理美容師制度ができてどういふふうに変化がもたらされたか、こういうようなことなどについて現状を御報告願います。

○政府委員(浦田純一君) 御承知のように、美容師法及び美容師法が四十三年に改正されて、新たに管理美容師あるいは美容師の制度が生れたわけでございます。これらの全面的な実施につきましても、御案内のように、昭和四十七年の一月一日からということになって、目下これのために必要な講習会を全国的に施行しておる状況でございます。

その講習会の実施状況でございますが、昭和四十六年の一月末現在の数字で申し上げますと、まず管理美容師につきましては受講を終了された方の数が十一万八千二百二十一名でございます。なお、これを受講される見込み者の数に対しまして比率で申し上げますと、約七五％という比

率に当たります。次に、管理美容師でございます。同じく一月末現在の数字で申し上げますと、受講終了者数といまして九万一千二百四十九名でございます。これも受講見込み者数に対しまして比率といましては約七四％ということで、ほぼ管理美容師と同じ率でございます。

なお、先ほど申し上げましたように、来年の一月一日から全面実施ということに相なる予定でございますので、今年度さらに残りの方々に付いては講習会が進行されますし、期間もございまして、大体たまたまのところ順調に進んでいるのではないかと承知いたしております。

それから美容師あるいは美容師の養成の問題でございますが、これは確かに一時に比べますと志望者の数も減ってきております。また一人当たりのいわば業務量と申しますか、たとえば一日に何人のお客さんがあるかという点で申しますと漸減しておる状況でございますが、一方、免許の交付のほうの数で申し上げますと、ここ三年間、まづ昭和四十二年、四十三年、四十四年の数字について申し上げますと、美容師につきましては、免許交付件数は四十二年が一万四千四百七十七名、四十三年が一万六千四百九十五名、四十四年が一万五千五百八十八名、ほぼ横ばい、四十四年から比べると四十四年は数が若干落ちておる、こういう状況でございます。

一方、従業美容師—現に働いておられます美容師の数で申し上げますと、四十二年が二十四万七千四百六十六名、四十三年が二十五万四千二百二名、四十四年が二十六万一千八百五十二名というところで、徐々に増加しておりますが、ふえてきつつある状況でございます。

次に美容師の免許の交付件数でございますが、昭和四十二年では二万五千三百二十一名、四十三年では二万九千八百八十八名、四十四年ではこの数が少し落ちて二万六千九百六十四名、ほぼ美容師のほうと同じ傾向が見られるわけであります。また現に働いておられます美容師さんの数で申し上げますと、四十二年では十八万二千七百七十九名、四十三年で十九万六千二百五十五名、四十五年で

は二十万六千七百三十二名ということで、徐々に増加しておりますが、ふえてきつつある状況でございます。

なお、管理美容師制度が置かれましたので、先ほど御説明申し上げましたように、受講中、その法律が完全に実施される準備中というところもございまして、直ちにいまだ変わつたところまで御報告する材料を持ち合わせておりませんが、講習会の実施状況から申し上げますと、二、三の府県におきまして、この講習会を、何と申しますか、いろいろと実施者のほうとの間で誤解その他のいきさつがございまして、まだ円滑に実施されていまいといたう状況があることを申し添えておきます。

それから、全般的に今後どう持っていくかというところでございまして、これらにつきましては、なお当事者との間で十分にお話し合いをいたいただくように、またかなりそういった点につきましてお話し合いが進んでいるように聞いておりますので、私どもとしては、最終的には円滑に実施できるものじゃないか、またいろいろと関係各方面の御意見をお聞きしながら、事務局といたしましては、これの円滑な実施、実現に努力してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○小柳勇君 この免許数と従業者数との比です、比率。美容師を例にとりますと約八倍です、七倍から八倍です。免許を持った者と従業者との数が七対一くらいになります。そういったものと、管理美容師は従業者二名以上のところに置くと、管理美容師は従業者二名以上のところに置くということになりまして、この従業者というものは少なくとも二対一でなければならぬので、このようにすることは営業できないことになりまして、どうですか、質問の意味わかりましたか。

これで見ますと、免許を受けた方と従業者との比率は大体美容師も美容師も七対一くらいになります。たとえば四十四年で見ますと、美容師のほうでは免許数一万五千五百八十八、それから従業者は二十六万一千八百五十二というふうな状況でございます。

と七倍、八倍くらいになりますか、十倍以上です、これは十倍倍でしょう。そうすると、免許者に対して従業者の数が十倍倍といえますのは、管理美容師の場合に、二人以上の美容師がいる営業所では、免許をとらなければならぬので、これは全部免許がないと営業できないということになります。

○政府委員(浦田純一君) ちよつと説明が不十分な点がございましてその点申し上げておきますが、先ほど申し上げました免許件数は、新たに普通の美容師あるいは美容師になるための免許の交付数でございます。いま御指摘のいわゆる管理美容師あるいは美容師と一般美容師との比率でございます。先ほど数字申し上げましたが、現在のところ受講見込み者数は、数字は申しませんが、約十五万人を予定いたしております。それで受講終了者数が七五％の十一万八千二百二十一名ということになりますので、全般で現在働いておられる美容師の方が二十六万一千八百五十二名、これは四十四年の数字でございますが、そういったことでほぼ半分、全部受けていたければ半分よりやや上回るという数字でございますので、その点の御心配はなからうかと思ひます。

○小柳勇君 わかりました。ただこの問題は各党でもいろいろ態度ありますし、この委員会で別の機会に審議していただこうと思ひます。時間もまいりましたから、私質問を終わります。

○渡谷邦彦君 これからお尋ねしようと思ひますのは、保険医の不正請求の件であります。この件は、もう何回となく国会においてもきびしい批判を受け、そしてまた世論としてもたいへんこうした問題に対してきびしい追及がなされました。しかし、現状は一向に解決されていらない。最近またまた社会問題としてこれがクローズアップされてきて、しかも健康保険法の改正とからみまされて一体どうなっていくんだろうか、そういう問題が前面に横たわっていることは見のがせない事実であ

る。これは、先ほど申し上げましたように、受講中、その法律が完全に実施される準備中というところもございまして、直ちにいまだ変わつたところまで御報告する材料を持ち合わせておりませんが、講習会の実施状況から申し上げますと、二、三の府県におきまして、この講習会を、何と申しますか、いろいろと実施者のほうとの間で誤解その他のいきさつがございまして、まだ円滑に実施されていまいといたう状況があることを申し添えておきます。

ります。

そこで、どうしてこうした問題があとを断たないのか、一方においては不正請求があり、一方においては患者負担の保険料をふやさなければならぬ、まことに相矛盾した現象をさらにこれから繰り返して繰り返していかうとされておるわけであり、またそうなるべくありましよう、現在の趨勢としては。

まず、最初に大臣に伺いたいことは、かねがね診療報酬体系の問題とか、医療制度全般の問題について抜本的改革をしなければならぬということとを何回となく言明もされてきました。ときには期限を切つてその改正を決議された。当局としては必ず期限までにその結論を出す、そういうふうにして述べてまいりましたけれども、一向にそうした問題の改正がなされていぬ。どこに一体その原因があるか、そしてまた同時にこうした問題があとを断たないという背景はどこにあるのか。一体、政府当局としてはこうした問題にどういうふうに取り組んで、根本的な改革をはかろうとされるのか、まず基本的な問題としてそこからお尋ねをしてまいりたいと思います。

○国務大臣(内田常雄君) 保険医療担当機関の中に、まことに心得違いの一部の方々があらまして、毎年診療報酬の不正請求等の事実が監査によつて見出だされているというようなことは、私も、まことに遺憾にたえないところでありますし、また保険の担当官庁の責任者といつたしまして、国民に対しては非常にさききにたえない思いがいたすわけでございます。でありますので、私の気持ちといつたしましては、これまではこれまでといつたしまして、今後で得る限り保険担当医師のこういう問題に対する指導を十分にいたすと同時に、やはり監査も厳重にしていまうというやうな態勢を前向きでとつていくべきであるというやうなことを心から思つてございいます。

そこで、実は機会があつたら配付いたすことがあるかもしれませんが、ことしの二月になつてしまつて、こういうやうな通達を出しましたのは、おそ

らくこの十年間初めてであらうと思ひますけれども、都道府県知事並びに関係の機関に、いま私が申しましたやうな医者に對する指導監査を厳重にやつてまいるといふやうな通達をいたしました。また同時に、医師会等関係機関とも協議をいたし、医師会自体のほうからさうな指導を受けることがないやうに、それによつて誇り高き医者の立場を国民から誤解されることがないやうに十分自戒するとともに、万が一不正な手段を弄するやうな事態が起つた場合には、これは国のほうは保険医たる資格の停止といふやうな行政的なことをやるわけでございますが、医師会の方面といつたしましては、医師会を除名するといふこともあるべき旨の通達も医師会からも出していただいた、こういうやうな措置もとつたやうなわけでございます。国民皆保険でございますし、それらの医療費の対価はほとんど大部分が国民が納められるいわば税金と同じやうな性質のその原資でありますので、国民から、また渋谷さんからも御批判をいただいたやうな、そういう疑念を持たせることがないやうに私はしなければならぬと思ひます。

ただ、これにつきまして、私はお願いもあるわけでもございしますが、それはそういうことをやろうといつたします場合に、どうしても世論の支持と、それから国会におけるたゞいま渋谷さんからの御発言のやうな論議の方向がいただけない、幾ら私どもがやろうと思つてもできないこととございいます。これは決して顧みて過去を申すわけではございませんけれども、今日まで監査のやり方などにつきまして若干の制約のやうなことが厚生省側に対しては実は行なわれておりました。関係機関との申し合わせもございまして、監査のやり方などにつきましていろいろの順序、段階等の制約もございしましたが、これはしばらく前に、たいへん厚生省が医療担当機関の監査を厳重にいたしましたところが、医師のそれに基づくと言われる自殺事件等、社会的な立場を侵されたやうな趣旨からたゞいふことになつておりますが、自殺事

件なども幾つかございまして、厚生省の監査がきびし過ぎるといふやうな世論の指弾といひますか、批判がございまして、国会におきましても同じ方向の指弾を受けまして、そのために厚生省がすつかり萎縮してしまつたといふやうな、そういうやうな事実もあるやうでございまして、私は、その当時の国会の速記録あるいは新聞の写しなどもこの機会によく読んでいただければ、私、その時代といふ時代と時代がすつかり変わりました、たゞいま渋谷先生から御注意をいただきまして、たゞいま世論の向きになつてまいりましたことをたいへん心強く思うものでござい

○渋谷邦彦君 おつしやることはわからないわけではございませんけれども、過去の事例にかんがみて、厚生省としてはやりたいのはあるけれども、やはり世論といふものを十分踏まえた上の方角づけをしたい、なるほどそのとおりだと思ひます。しかし、一、二のいまさうした医師の事故を通して、たゞ厚生省の監査がきびしかつたがゆゑに今度逆に厚生省が指弾を受けなければならぬ、さうして萎縮してしまつた、これは私は当たらないと思ふのです。多数は国民であります。これはどういふ経過をたどつてそういう自殺に至つたかは私にはわかりませんが、先ほど申し上げたやうに、診療報酬体系はかねがね問題にされております。それから医療制度全般をやはり根本的に改めない限りは、たゞ健康保険法の一部を改正しただけで現在の医療体制といふものが全く直るものでないことは、大臣よく御存じだと私は思ふのであります。さうした点に決して努力をしていないわけではないでしようけれども、一方においてはその不正請求があつて、一方においてはそのしわ寄せが全部国民の負担になるといふことはやはり許せない。ただ、幸いなことに世論がほうはいとして起こりつつある。先般、戸澤局長が、記者会見でございしますかの際、たいへん前向きなまことに心強い抱負を語られておつたやうに記憶しております。しかし、いまも大臣の答弁

にございしましたやうに、一度はやるぞといふことできびしい姿勢で臨んだけれども、いつの間にかそれがまたたがたと足元からくずれ去つてしまつた。おつしやつてゐるときには、やらねばならないと言ふ。確かにまたやるべきだと思ふ。けれども、それがいつか時間の経過とともにものもくあみに返つてしまふのでは、一体どうすれば国民が納得のできるのだろうか。この疑問がいつまでもたつても消えないわけでありま。厚生省がもうすでに調べた四十四年度の不正請求につきましてもそれが発表されておりますやうに一億三千万。これがもし抜き打ち検査でやうな場合には驚くべき数字といふものが表面化してくるだらう、こういうふうになつてゐるわけなんです。ところが、現在の監査体制ではとてもそこま

で手が及ばない。また医師会等の関係等もこれあり、そのところはよく言へば弾力的、悪く言へば医師会と癒着してゐるかどうかはわかりませんが、けれども、どうしても前向きの姿勢がとられないといふやうに、いままでそういう評価を受けてきたわけでありま。したがつて、この辺あたりでさういふ問題、確かにいま今後の抱負の一環として大臣は述べられたやうでありますけれども、具体的に一体どうするか。では具体的にこれから大体何年ぐらゐをめどとして現在のやうな不正請求の根絶をはかつていく決意なのか。どういふやうにお考えになつていらつしやるのか。

○国務大臣(内田常雄君) まず、今度国会の御審議をわすれたいと思つております医療保険、健康保険の改正でございますが、これは決してそれだけで、医療保険制度の手直しぐらゐで医療制度といふものの抜本的改正に近寄れるものとは私は決して考へておりません。医療保険の制度はあくまでも車の一つのほうの輪であつて、もう一方のほうの輪は、やはり診療報酬の適正化とかあるいは医療費支払いの適正化とか、さらには国民健康管理全体につながるやうな医療機関の分布の問題でありますとかあるいはまた医療分業の問題、あるいはパラメディカル——看護婦をはじめとす

るそういうパラメディカルの人々の充実という問題も片一方の輪としてこれを改善、合理化、適正化していかなければならないものであると考えております。したがって、両輪をぜひ全うしたいと努力をいたします。

ただ決して私は逃げ口上を申すわけではございませんが、またいくじがないわけでもございませんけれども、この医療制度の改正というものは、まあいけば汽車を走らせておきながら、その汽車の走るところを高架線にするとかあるいは複線工事をやるとかいうようなものと似たところもございまして、一ぺんすべて御破算にしてとめてしまつて、そして出直すというようなわけにまいりませうので、いまの監査の問題につきましても、私が

最初通達を——これは私の名前でありません。保険局長に指示して出させて、知事にも出させておるわけですが、それを途中でわけのわからぬものにしてしまうということでは決してございませんけれども、やはり医師会とも、また地方の医師会とも、あるいはまたそれを管理監督する地方の衛生部等とも十分連絡をとりながら所期の目的を達していかなければ、ただ勇ましいことだけ言ってもできないということを頭に置きながら根強く、根深くこういうことも私はやってまいりますし、他の諸般の適正化というようなこともやってまいりたいと思います。たとえば薬の問題などにつきましても、これは厚生省だけが決して言い出したというわけではございませんで、関係の審議会等の御意見をも承りながら現物添付の廃止をするということは、次に來たるものは当然値下げの問題ということでございまして、したがって、またそれは薬価基準の改正という問題にもつながる。したがってそれはまた診療報酬で医師の技術を正當に評価するというような問題にも私はつながることであると思いますが、そういう問題にも踏み出してまいりましたことは、やはり世論にも耳を傾けましたり、国会の御論議も尊重いたしまして、そういうことをぜひやらしていただきたいと、こういう決心でおる次第でございます。

○渋谷邦彦君 一つは、いま申し上げたように、今後の解決の方法として監査体制を強化すべきなのか、むしろ円滑な運営をするための充実をはかるとしていくべきなのか、いずれにしてもけっこうだと思ひますけれども、実情は監査体制が非常に薄弱である。したがって、そうした不正請求というものが、とにかく全国開業医、病院等合わせますと何万というふうな膨大な数にのぼるわけでありますので、それを一々チェックするということはきわめて困難であろうことは現在の態勢から見ると十分理解できるのでありますけれども、しからば今後の対応策として、まず一つの解決の手段としての監査体制をどういうふうに一体おやりになつていく方針なのか。

○國務大臣(内田常雄君) 私が厚生省へ参つてまゝすると、監査と申しまして監査を實行するのは結局人間でございしますが、それに当たる専門職の担当者というものがまことに少ない。定員も、私の記憶に間違ひなければ、全国で百五人ぐらいの専門医官を各府県に配置をしているわけであるが、それもなかなか事務官や法律家ではだめでございますして、専門医官でなければならぬといふことでその百人かかの定員が埋まつておらぬといふ。現実にはわずかに七十八名の現員しかおらぬといふというような状態でございました。しかも、それらの人々は、年齢を見ましてもかなり相当の年齢に達している方々でありまして、医学学校を卒業したかけ出しの若い医官というような方ではない。であるにもかかわらず、その身分、処遇なども決して十分なような状態ではないことを私は見出してしております。そこで具体的にはやはりこの人を充実にしたり、そういう職務を――あまりまた好ましい職務でもないと思います。そういう職務に当たられる方を身分的にも給与的にも優遇をするといふようなことをまずやらなければ、幾ら紙で監査通達を出しても動かないのではないかと、心づかいがまえただけでも前向きには直ると思ひますが、結局やはり人手の問題もあると思ひますの

で、各方面のことに配慮をいたしてまいらなければならぬと考えております。

○渋谷邦彦君　いまの御答弁伺つておりましても、これはもう事実上不可能に近い。しかし不可能に近い中でも七十八名の監査官が四十四年度の、摘発ということばはきびしゅうございますけれども、監査したその不正事実について、先ほど申し述べたように、一億三千万というその事実を把握しているわけであります。しかも、それは事前通告の上でおそらくやつたのではないだろうか。事前通告でもなおかつそれだけの不正が発見されている。したがって抜き打ちでやつたら一体どういうことになるだろうか。また同時に体制を整えて、そしてその人員が確保できた場合に、もっともつと国

民の目を奪うようなそういう事実関係というもの
が浮き彫りにされてきはしまいか。確かにしろう
とが見たのでは、あの中身というものはなかなか
つかみにくい。そういう実態になっております。
それをいいことにしてと言うこともどうかと思う
のでありますけれども、そういうからくりがやは
りできやすいというところに問題がある。いつも
きまつてこうした問題に逢着いたしますと、常に
ネックになるのは人の問題、看護婦問題にしても
そうでありました。過去において。結局、いつで
もイタチごっこのように、最後は人の問題に帰着
して、専門家がいない、適格者がいない、こうい
うことで、ではいつになったらそういう適格者の
養成なり訓練というものが行なわれていくのだろ
う。何せ厚生省は膨大ないろんな仕事をかかえて
いる役所でありますから、一つ一つそれを是正す
るためには相当の苦勞が必要であることも十分理
解しているつもりではありますけれども、国民の
ほうはそれで待つておれない。したがって、いま
申し上げたようなことについて、人の問題とい
う一貫した事柄から一体どういうふうにおやり
になつていくつもりなのか、そういうやはり具体
的な——きょうは時間もございませんので詰めた
お話はできません。したがって大綱だけ、一応ア
ウトラインだけを伺つておいて、また次の機会に

お尋ねをしてまいりたいと思いますけれども、いまの点だけひとつ御答弁いただきたい。

○國務大臣(内田常雄君) 何から着手するかというお尋ねでございましたので、私は、まず人の問題もあれでということ、人の問題の量的、質的充実ということを考えるということを申しましたが、こうした問題はやはり姿勢の問題も非常に大切な問題で、同じ七十八人の人が働くにいたしたとしても、姿勢の問題もやはり影響があることと考へますので、人間は急には増員ができなにかもしれませんけれども、今度の私どもの前向きの態度というものは、医療保険担当機関の姿勢を正す上においても、かなりの効果が得られることであらうと考へます。

人の問題につきましては、これは何もかもぶちまけて申しますと、人間の頭数のやりくりも、いろいろ行政管理庁方面とのかね合いもあると思いますが、私が見まして、そのいまの監査をやる人はどういうところにいるかと申しますと、県の保険課の所属になっております。保険課長さんというのは、たいがい技術者ではない方が保険課長でありまして、それらの方は課長で二等職とか一等職とかいうような地位におられるであらうと思いますが、それよりも年が上で、自分は医者でありながら開業はなさらないで、そういう医療監査官、医療行政官をやっておられるような年上の人がこれは三等級に置かれておる。しかもその等級のワクがあつてふやせないということだそうでございますので、実は私自身が、人をふやしましても、それらの人に生きがいを与える、したがつて、あとから続く者があることが大切だと考えまして、先般、二週間ほど前に人事院総裁のところへ私自身が参りまして、そして人数をふやすことは別途考えるといたしまでも、これらの人々の格上げをしてほしい、少なくとも課長と同列、場合によっては若い課長で三等級の課長があつても、そういう専門の医務官は二等級でもかまわないのじやないかということまで申し入れをいたしまして、これは頭数、定員に関係ないことであります。

午後三時三十五分散会

人事院のワクさえもらえればできるということございまして、私自身もそれだけの熱意を持ってやってみようとした。人事院の総裁もその話を受けてくれました。全部私の要求どおりにはまいたないが、たいへん厚生大臣の意向も世論の動向もわかったので援助するというお約束を交わした。だいておるのであります。さようなことを手始めに、実は一時迷走ではなしに、たいへん微力な者ではあります。先ほど申しましたように、電車を走らせながらやる作業でございますので、そのところもお察しいただきたい点がございしますが、厚生省の諸君を大いに督励してやってみようと思ひます。

○渋谷邦彦君 最後に、ちよつと資料要求いたします。大臣は予算委員会に行かれるそうでありまして、たいへん箇切の悪いところで終わってしまったのであります。次の資料要求をいたしたいと思ひますので、できるだけ早い機会に御提出をお願いしたいと思ひます。

ただいまの質問に関連するものとして、一つは不正請求の実態。これは昭和四十四年から四十五年。おそらく四十六年はまだ出ていないと思ひますので、四十四年、四十五年、これをひとつお願ひしたい。

それから第二点は、保険医の監査は、いまもお話がありましたが、この二、三年の間に具体的にどう行なわれてきたかということであり、たとえば書面審査だけで終わったのか、具体的に現地に行つて調査をされたのかどうか等々、それに関連いたしまして、刑事事件になつたのは一体何件あるのかというような事柄について資料の要求をお願いしたいと思ひますが、いかがでありますか。

○説明員(江間時彦君) おそらく四十五年の数字はまだ出ていないかと思ひますが、四十四年の分については整うかと思ひます。

○委員長(林虎雄君) 他に御発言もなければ、本件に対する本日の調査はこの程度にいたします。本日はこれにて散会いたします。

一月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、医療保険制度の改革に関する請願(第四号)(第一五五号)(第二四四号)(第四八八号)(第五五五号)(第二五五号)(第二六六号)(第三〇〇号)(第三一七号)(第三七七号)

二、海洋戦没者の実態調査促進に関する請願(第五五五号)(第二五五号)(第二六六号)(第三〇〇号)(第三一七号)(第三七七号)

三、満蒙開拓者のうち戦後外地死没犠牲者に対する国家処遇早期実現に関する請願(第七七号)(第五四四号)

四、ペーチェット病患者救済等に関する請願(第一六六号)(第二七七号)(第四〇〇号)(第四七五号)(第六一七号)(第七三三三号)

五、国民健康保険組合に関する請願(第一七五号)(第三二二号)

六、管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に関する請願(第三七五号)(第三三八号)(第三九二号)(第五六六号)(第七七八号)

七、はり、きゅう、マッサージ術の改善に関する請願(第四五五号)(第六二二号)(第七六六号)

八、清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに転廃業に対する補償救済に関する請願(第五〇号)

九、労働災害以外によるせき髄損傷者に関する請願(第五七五号)

一〇、労働者災害補償保険法によるせき髄損傷者に関する請願(第五八八号)(第七四四号)(第七五五号)

一一、看護制度の改善等に関する請願(第六六六号)

昭和四十四年八月厚生大臣が公表した「医療保険制度改革要綱草案」は全く改革の核心を忘れたものであるから、左記要綱により改めて基本的構想を確立し、これを実現したい。

一、医療制度、診療報酬体系、医療費支払い方式及び公立施設を中心とした医療機関の適正配置等医療供給体制の改革をまず行なうこと。

二、被用者負担の増加をいふことをせず、国庫負担の大幅定率化を図ること。

三、勤労者保険の経営は、自主的、民主的な組織のもとに、共同体意識を基盤とし、かつ、経営効率を発揮できる組合の管理方式とすること。

四、医療供給体制の改革を前提としない財政調整は行なわれないこと。

五、人間関係、親子関係を疎外する「家族の国保移管」は行なわれないこと。

第五号 昭和四十五年十二月二十八日受理
医療保険制度の改革に関する請願
請願者 千葉県東葛飾郡鎌ヶ谷町中沢
一四八九 緑川滋外三千二百三十八名
紹介議員 渡辺一太郎君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二四号 昭和四十六年一月八日受理
医療保険制度の改革に関する請願
請願者 神奈川県平塚市平塚一〇一
岡本惣太郎外千百名
紹介議員 河野 謙三君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第四八号 昭和四十六年一月十八日受理
医療保険制度の改革に関する請願
請願者 新潟県佐渡郡小本町大字小本町小
木町長 金子繁外六百七十名

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第五五号 昭和四十六年一月十九日受理

医療保険制度の改革に関する請願
請願者 新潟県中頸城郡頸城村大字手島
六〇六 布施元外五百十三名
紹介議員 塚田十一郎君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第五号 昭和四十五年十二月二十六日受理

海洋戦没者の実態調査促進に関する請願
請願者 東京都杉並区清水三ノ九ノ一 花岡雄二外三十二名
紹介議員 楠 正俊君

海洋戦没者の実態調査を促進し、その遺骨収集のすみやかな達成と十分な慰霊措置を講ずるよう、左記事項の実現を切望する。

一、太平洋戦争による南方海域二千三百三十隻の沈没船舶と、その船舶内に眠る七万柱(推定)の実態調査。

二、右の初年度調査費約一億円に対する補助。

三、太平洋戦争による日本沿岸の沈没船舶約五百八十隻と、その船舶内に眠る一万二千余柱(推定)の実態調査。

四、右、調査費約二億六千万円に対する補助。

理由
一、戦没者の遺骨収容は国家として戦後処理の重大課題の一つである。陸上戦没者については、一応目にふれる場所は清掃を終ろうとしているが、不幸にも喪失した四千隻の船舶で戦没した四十万人の海洋戦没者の収容は、ほとんど民間企業の善意にたより、戦後二十五年を経た今日でも、まったく緒につかない現状である。

二、戦没遺体収揚会は過去十六年の間、前半は沈没船舶の位置等の資料を整備し、後半はこの資料に基づき、遺骨収揚促進をその遺家族とともに

くりかえし請願を続けており、署名捺印者は三万名に達している。

三、とくに今年は「太平洋諸島信託統治地域に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」により、旧南洋群島海域一千隻の沈没船舶を、二十数年ぶりに、日本人が自由に処理できるようになった。

(資料添付)

第二五号 昭和四十六年一月十一日受理

海洋戦没者の実態調査促進に関する請願

請願者 札幌市北二条東一丁目 石丸 繁外二十九名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第二六号 昭和四十六年一月十一日受理

海洋戦没者の実態調査促進に関する請願

請願者 東京都中野区東中野二ノ四ノ八 今井武夫外二十二名

紹介議員 青木 一男君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三〇号 昭和四十六年一月十二日受理

海洋戦没者の実態調査促進に関する請願

請願者 三重県上野市千歳三一二 松本亀太郎外三十名

紹介議員 井野 碩哉君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三一号 昭和四十六年一月十二日受理

海洋戦没者の実態調査促進に関する請願

請願者 福岡県田川市西区横島二区 原田 スエ外百五十七名

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第七七号 昭和四十六年一月二十一日受理

海洋戦没者の実態調査促進に関する請願

請願者 東京都新宿区百人町三ノ三三九戦没遺体収揚会内 黒岩正明外百一名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第七八号 昭和四十五年十二月二十八日受理

満蒙開拓者のうち戦後外地死没犠牲者に対する国家処遇早期実現に関する請願

請願者 長野県飯山市大字飯山二六二 松木 策外三名

紹介議員 木内 四郎君

政府は戦前、戦時を通じて、重要国策として、開拓民を半強制的に送り出したが、終戦時外地で、な

ら公的保護をせず、餓死、自殺、遺棄死、病死させたことの責任を免れることはできないから、

すみやかに遺族に対し特別弔慰金を支給するよう、「開拓戦後外地死没者特別弔慰金法の制定」、

「引揚者特別交付金法を改正し、開拓特別死没者遺族弔慰金条項追加」等の措置を講ぜられたい。

第五四号 昭和四十六年一月十九日受理

満蒙開拓者のうち戦後外地死没犠牲者に対する国家処遇早期実現に関する請願

請願者 長野県松本市大字岡田町 所貞門外二十七名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一六号 昭和四十五年十二月二十八日受理

ベーチエット病患者救済等に関する請願

請願者 千葉市末広町二ノ七ノ一 杉本義雄外二名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

請願者 千葉市末広町二ノ七ノ一 杉本義雄外二名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

一、ベーチエット病救済に關して

1 ベーチエット病の原因究明と治療法開発のため、十分な国費投入による本格的対策を実施すること。

2 治療しながら社会復帰訓練のできるリハビリテーションセンターを設立すること。(中途失業者に対する本腰を入れた行政を実施すること)

3 治療費の公費負担、健康保険法上の優遇措置(期間延長)ならびに生活保護法上の優遇措置の実現を図ること。

二、ベーチエット病のみならずその他の原因不明又は治療法未開発で重篤な心身障害をのこし、

ながく社会復帰が困難となる悲惨な難疾患に対して、十分研究費補助ならびに治療費の公費負担を含む難病救済基本法を制定すること。

理由

ベーチエット病等の難病群に対する国家的対策の立遅れは、多くの社会問題をひきおこし、民生不安を醸成している。ことに、働き盛りに発病し

八十パーセントの高い失明率をもつ全身病であるベーチエット病は推定患者数万人がみこまれ、一刻も早い救いの手を待っている。

第二七号 昭和四十六年一月十一日受理

ベーチエット病患者救済等に関する請願

請願者 長野県松本市城東一ノ一ノ二 平林重兵衛

紹介議員 青木 一男君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四〇号 昭和四十六年一月十四日受理

国民健康保険組合に関する請願

請願者 千葉県松戸市金ケ作四一ノ五東京土建松戸支部内 友部喜一外九名

紹介議員 加瀬 完君

国民健康保険組合について、左記事項の実現を図られたい。

一、建設国保組合に特別な財政措置を講ずること

ベーチエット病患者救済等に関する請願

請願者 大阪府池田市西本町二ノ一九 今泉テイ

紹介議員 中山 太郎君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四七号 昭和四十六年一月十六日受理

ベーチエット病患者救済等に関する請願

請願者 三重県津市栄町二ノ一九六 服部 信行外二名

紹介議員 斎藤 昇君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第六一号 昭和四十六年一月二十日受理

ベーチエット病患者救済等に関する請願

請願者 東京都練馬区高野台五ノ二ノ一八 神山英明外一名

紹介議員 岡本 悟君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第七三三号 昭和四十六年一月二十一日受理

ベーチエット病患者救済等に関する請願

請願者 東京都中央区八丁堀二ノ一ノ四 小井手寿美

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一七号 昭和四十五年十二月二十八日受理

国民健康保険組合に関する請願

請願者 千葉県松戸市金ケ作四一ノ五東京土建松戸支部内 友部喜一外九名

紹介議員 加瀬 完君

国民健康保険組合について、左記事項の実現を図られたい。

一、建設国保組合に特別な財政措置を講ずること

二、国民健康保険組合の総医療費に対する二割五分の国庫補助を当面最低四割にすること。

三、事務費の全額を国庫負担とし、当面すくなくとも現行の二倍以上にすること。

四、すべての医療機関、大学病院で保険が使えるようにすること。

五、医療保険制度の抜本対策のなかで将来、国保組合は市町村国保等に吸収することになっているが、これをやめて将来も国保組合を残すようにすること。

六、老人医療費の全額を国で負担すること。

七、公害などによる医療費は全額を加害企業と国で負担すること。

八、外国人で建設業に従事している者は差別なく加入できるようにすること。

理由
建設業労働者にとって日雇健保の概制適用は、命の綱とも心のかてとも言ふべきものであったが、昭和四十五年五月末で打ち切られた。私たちは自らの生命と健康を守るために建設国保組合を設立し、その育成に努力しているが、保険料がいまままでの四倍以上になり、さらに次年度には物価高、医療費の激増、公害の全国的なまんえんなどによって六倍近くになることが予想される等、この建設国保組合の前途には多くの難問題があつて、私たちを悩まし、苦しめている。

第三二号 昭和四十六年一月十二日受理
国民健康保険組合に関する請願(三通)

請願者 神戸市東灘区上筒井通六ノ九ノ五
坂口大一外二名

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第三七号 昭和四十六年一月十四日受理
管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に関する請願

請願者 京都府乙訓郡長岡町馬場小字見場
走り四ノ八 竹原朝子外七百四十名

請願者 京都府乙訓郡長岡町馬場小字見場
走り四ノ八 竹原朝子外七百四十名

紹介議員 大橋 和孝君
美容師法を左記のとおり改正されたい。

一、美容師法第十二条の二の「美容師である従業者の数が常時二人以上である美容所の開設者は……」とあるのを「常時十人以上」と改めること。

二、同法第十五条の「都道府県知事は、美容所の開設者が第十二条の二……の規定に違反した時……閉鎖を命ずることができ」とあるが、条文中「第十二条の二」を削除すること。

理由
一、全日本美容業環境衛生同業組合は、美容師法の改正に際し、組合内部における民主的な手続きを怠つて策定したため、全国美容業界は混乱状態に陥つてゐる。

二、管理美容師制度は「美容所の衛生管理」という大義名分の下に、美容師の身分を規制し、美容業界における労働力の不足を招き、中小事業者の営業を圧迫するものである。これらの事実を許容することになり、ひいては物価上昇の要因となることも予測される。

第三八号 昭和四十六年一月十四日受理
管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に関する請願

請願者 京都市中京区壬生東大竹町四四
河野文子外七百三十名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第三九号 昭和四十六年一月十四日受理
管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に関する請願

請願者 京都市上京区今出川新町西入ル

田村京子外七百二十名
藤原 道子君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第五六号 昭和四十六年一月十九日受理
管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に関する請願

請願者 京都府福知山市堀二、六二八 杉
田康美外七百二十五名

紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第七八号 昭和四十六年一月二十一日受理
管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に関する請願

請願者 京都市上京区寺ノ内通大宮西入ル
浅田清美外七百三十八名

紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第四五号 昭和四十六年一月十四日受理
はり、きゅう、マツサージ術の改善に関する請願

請願者 山形市十日町三ノ二ノ二一九 須
貝吉男

紹介議員 伊藤 五郎君
はり、きゅう、マツサージ術の改善のため、左記の措置を講ぜられたい。

一、療養等費について
1 健康保険等による療養費支給の運用の簡素化
2 施術料の値上げ。
3 マッサージの補助としての物療の費用の施術料への加算。

二、施術所の開設、設備改善に対し低利金融を実施すること。

理由

一、健康保険等による療養費の支給は手続きの繁雑さのため実際に活用しにくい状態にあるから、取扱方法を簡素化し、一定の疾病については、柔道整復師と同様の方法で取り扱えるようにすべきである。

二、施術料の基準は昭和三十六年十月に改定されたまま今日に至っているから、何らかの方法により施術料を値上げし、また、補助物療の費用を施術料に加算すべきである。

三、国民保健上いっそう適切な施術が行なわれるよう、施術所の開設、設備充実にに対し低利金融のみちを開くべきである。

第六二号 昭和四十六年一月二十日受理
はり、きゅう、マツサージ術の改善に関する請願

請願者 長崎県島原市津町五四二長崎県鍼灸マツサージ師会内 黒田文夫

紹介議員 初村龍一郎君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第七六号 昭和四十六年一月二十一日受理
はり、きゅう、マツサージ術の改善に関する請願

請願者 岐阜市加野ノ八五二 大野武雄

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第五〇号 昭和四十六年一月十八日受理
清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 山形市東町三山形県浄化槽管理事業協同組合内山形県清掃協議会内
丹野善則

紹介議員 伊藤 五郎君
水洗便所の普及並びに清掃事業の直営化による、清掃業者の業務量の縮小または廃業、転業等について、市町村自治体が適切な補償、救済のみちを

講じよう、国として、確固たる基本方針、財政的援助等を含む立法措置を採らねばならぬ。

理由

水洗便所の普及は、社会資本の充実、国民の生活環境改善のために望ましいものであり喜ぶべきことであるが、反面、清掃業者の営業権が失われ、社会の下積みで黙々と働いてきた従業員は職を失い、悲運に追い詰められることが予測されるが、これらいわば国策による犠牲に対する補償、救済の措置を確立して諸施策を推進することは、国の責務であり、また絶対不可欠である。

第五七号 昭和四十六年一月十九日受理

労働災害以外によるせき髄損傷者に関する請願

(二通)

請願者 埼玉県上尾市平塚二〇二ノ六ノ

紹介議員 千葉千代世君

交通災害、病氣等により、せき髄を損傷した下半身まひの、いわゆる「せき髄損傷者」のため、左記事項の実現を図られたい。

一、治療から社会復帰までの一貫した治療体系を確立し、全国に五、六箇所の「せき髄」を早急に建設すること。

二、厚生年金保険、国民年金保険（福祉年金を含む）、船員保険等の年金給付額を大幅に引き上げ、スライド制を実施すること。

三、障害程度二、三級の重度身障者の医療費は全額保険給付とし、障害者自己負担を撤廃すること。

四、社会復帰促進のため、あらゆる援助施策（住宅改造資金貸付額の増額等）を講ずること。

第五八号 昭和四十六年一月十九日受理

労働者災害補償保険法によるせき髄損傷者に関する請願（二通）

請願者 東京都世田谷区桜上水五ノ二四ノ

一三 新田輝一外一名
紹介議員 千葉千代世君
産業災害によるせき髄損傷者のため、左記事項の実現を図られたい。

一、労災法による補償給付に、賞与金等を含めること。新旧「せき髄損傷者」の補償格差をすみやかに修正し、スライド制度を毎年一回実施すること。また、労災年金と他の年金との調整差引給付を行わず、完全併給すること。

二、労災年金の長期傷病補償給付額を十六パーセント引き上げること。また、長期傷病補償給付の受給者の子どもに就学援助費の制度を適用すること。

三、労災年金の長期傷病補償給付を受給している在宅者に対する介護料の支給対象者を労災法で定める第一級から第三級の障害程度に拡大すること。

四、労災年金の障害補償給付（一級―三級）受給の在宅者に、月額一萬円の介護料を支給すること。

五、打ち切り補償費を支給された者に対する労災年金からの四十日分差引給付を廃止するか、それができない場合は、葬祭料と遺族補償給付を支給すること。

六、元労災の「せき髄損傷者」に新労災法に見合う法対策を早急に講ずること。

第七四号 昭和四十六年一月二十一日受理

労働者災害補償保険法によるせき髄損傷者に関する請願

請願者 北海道岩見沢市利根別町労災病院

内 全国看護婦友会岩見沢労災支部
内 鶴里喜多男

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第七五号 昭和四十六年一月二十一日受理

労働者災害補償保険法によるせき髄損傷者に関する請願

請願者 千葉市今井三ノ二六ノ二二

高橋菊二郎外十三名

紹介議員 木島 義夫君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第六六号 昭和四十六年一月二十日受理

看護制度の改善等に関する請願

請願者 広島市西霞町 中田定外三百二十九

名

紹介議員 松本 賢一君

看護制度の改善等について、左記事項の実現を図られたい。

一、国は、看護婦不足対策についての国会決議を、責任をもって実施すること。

二、看護婦教育は、学校教育法にもとづく高卒三年以上に一本化する。

三、看護婦教育の一本化を前提として、准看護婦から看護婦への道を拡大するため、進学コースの拡大と経験六年以上の准看護婦に一定の教育のち看護婦国家試験の受験資格を与えること。

四、看護婦教育施設を早急に拡充整備すること、および教育に関する公費負担を大幅に増額すること。

五、看護婦の民間教育施設の運営に対する公費援助の新設と増額を行なうこと。

六、看護婦の夜勤制限、複数夜勤の実施をふくむ大幅な労働条件の改善と賃金の引上げを行なうこと。

理由

看護婦不足は、家庭生活と仕事と両立しないか、酷な労働条件と低賃金、看護婦と准看護婦の身分差が看護の職場にもちこまれてくることに原因がある。

二月五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

二、国民年金法等の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定による健康管理手当の支給要件に該当していない者であつて、この法律による改正後の同法の規定による健康管理手当の支給要件に該当するものが、昭和四十六年四月三十日まで同法第五條第二項の規定の申請をしたときは、その者に対する健康管理手当の支給は、同法第五項の規定にかかわらず、昭和四十六年四月から始める。

3 前項に規定する者に支給する健康管理手当について原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律第六條の規定を適用する場合においては、同条において準用する同法第三條第二項中「前条第二項の認定の申請をした日の属する月の翌月」からその年の五月まで」とあるのは、「昭和四十六年四月及び五月」とする。

国民年金法等の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律

(国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二の次に次の一条を加える。

(失踪宣告の場合の取扱い)

第十八条の三 失踪の宣告を受けたことにより死亡したとみなされた者に係る死亡を支給事由とする給付の支給に関する規定の適用については、第三十七条(第六十一条第二項、第七十九條の四第二項及び第八十二条第四項において準用する場合を含む)、第四十一条の二、第四十二条、第四十九条第一項、第五十二条の二、第五十二条の三第一項、第六十一条第一項、第六十四条の三第一項及び第二項、第七十九條の四第一項、第七十九條の五、第八十二条第三項並びに第八十二条の二第二項中「死亡日」とあるのは「行方不明となつた日」とし、「死亡の当時」とあるのは「行方不明となつた当時」とする。ただし、受給権者又は給付の対象となる者の身分関係、年齢及び廃疾の状態に係るこれらの規定の適用については、この限りでない。

第五十八條中「三万七千二百円」を「四万八千円」に改める。
第六十二條中「三万一千二百円」を「三万四千八百円」に改める。
第六十五條第四項を次のように改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。
第一項 第一号に規定する給付が、恩給法による増加恩給、同法第七十五條第一項第二号に規定する扶助料その他政令で定めるこれらに準ずる給付であつて、廃疾又は死亡を事由として政令で定める者に支給されるものであるときは、第一項及び前項の規定を適用しない。第七十二條第二号中「障害年金」を「別表に定める程度の廃疾の状態にあることにより老齢年金の受給権を有し、若しくはその額が計算されている

者、障害年金」に改める。

第七十七條第一項ただし書を次のように改める。

ただし、六十五歳以上七十歳未満の者に別表に定める程度の廃疾の状態にある間支給する老齢年金の額又は七十歳以上の者に支給する老齢年金の額が二万七千六百円に満たないときは、二万七千六百円とする。

第七十七條に次の一項を加える。

第四 第三十四條第一項、第二項及び第四項の規定は、六十五歳以上七十歳未満の者に別表に定める程度の廃疾の状態にある間支給する第一項ただし書の老齢年金について準用する。この場合において、同条第一項中「従前の廃疾の等級以外の等級に該当すると認めるとき」とあるのは「別表に定める程度の廃疾の状態に該当し、又は該当しないと認めるとき」と、同条第二項中「廃疾の程度が増進した」とあるのは「別表に定める程度の廃疾の状態に該当するに至つた」と読み替へるものとする。

第七十七條の二第二項中「合算した期間」の下に「(明治四十四年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえる者)にあつては、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間と同日以後の通算対象期間とを合算した期間)」を加える。

第七十八條中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による老齢年金の受給権者に別表に定める程度の廃疾の状態にある間支給する第二十七條第一項に定める老齢年金の額が二万七千六百円に満たないときは、同項の規定にかかわらず、二万七千六百円とする。

第七十八條に次の一項を加える。

7 第三十四條第一項、第二項及び第四項の規定は、第二項の老齢年金について準用する。この場合において、同条第一項中「従前の廃疾の等

級以外の等級に該当すると認めるとき」とあるのは「別表に定める程度の廃疾の状態に該当し、又は該当しないと認めるとき」と、同条第二項中「廃疾の程度が増進した」とあるのは「別表に定める程度の廃疾の状態に該当するに至つた」と読み替へるものとする。

第七十九條の二第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「二万四千円」を「二万七千六百円」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、前項の要件に該当する者が、廃疾認定日後に六十五歳に達したときは六十五歳に達した日において、廃疾認定日が六十五歳に達した日以後七十歳に達する日前であるときはその廃疾認定日において、別表に定める程度の廃疾の状態にあるとき、又は六十五歳に達した日以後若しくは廃疾認定日後七十歳に達する日の前日までの間に同表に定める程度の廃疾の状態に該当するに至つたときも、同項本文と同様とする。ただし、当該六十五歳に達した日若しくは当該廃疾認定日又は当該同表に定める程度の廃疾の状態に該当するに至つた日において日本国民でないときは、この限りでない。

第七十九條の二に次の一項を加える。
7 第三十條の二第三項の規定は六十五歳に達した日後又は廃疾認定日後七十歳に達する日の前日までの間に別表に定める程度の廃疾の状態に該当するに至つた者に支給する第二項の老齢福祉年金の支給について、第三十六條第二項の規定は第二項の老齢福祉年金の支給の停止について、それぞれ準用する。

第八十條に次の一項を加える。
3 明治三十四年十一月二日から明治四十四年四月一日までの間に生まれた者(昭和四十六年十一月一日において七十歳をこえない者のうち、昭和三十六年四月一日において五十歳をこえる者)

が、疾病にかかり、又は負傷し、廃疾認定日後に六十五歳に達したときは六十五歳に達した日において、廃疾認定日が六十五歳に達した日以後七十歳に達する日前であるときはその廃疾認定日において、別表に定める程度の廃疾の状態にあるとき、又は六十五歳に達した日以後若しくは廃疾認定日後七十歳に達する日の前日までの間に同表に定める程度の廃疾の状態に該当するに至つたときは、第七十九條の二第二項本文の規定にかかわらず、その者に同条の老齢福祉年金を支給する。ただし、その者が老齢年金の受給権者であるときは、この限りでない。

第七十七條第二項中「障害年金の受給権者又は別表」を「別表に定める程度の廃疾の状態にあることにより老齢年金の受給権を有し、若しくはその額が計算されている者、障害年金の受給権者又は同表」に改める。

(児童扶養手当法の一部改正)
第二条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。
第五條中「二千六百円」を「二千九百円」に改める。

(特別児童扶養手当法の一部改正)
第三条 特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。
第五條中「二千六百円」を「二千九百円」に改める。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十六年十一月一日から施行する。ただし、第一条中国民年金法第六十五條の改正規定並びに附則第五條第二項及び第三項の規定は同年十月一日から、附則第五條第一項の規定は公布の日から施行する。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 昭和四十六年十一月一日において現に老齢年金(老齢福祉年金を除く)を受ける権利を有する者であつて、同日において別表に定める程度の廃疾の状態にあるものに支給する当該老

年齢金については、この法律による改正後の国民年金法第七十七條第四項又は第七十八條第七項において準用する同法第三十四條第四項の規定にかかわらず、同月から改定後の額の支給を始める。

第三条 昭和四十六年十一月一日において現に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金（以下「福祉年金」という。）を受ける権利を有する者に支給する当該福祉年金については、同月から、その額をこの法律による改正後の国民年金法第五十八條、第六十二條（同法第六十四條の四において準用する場合を含む。）又は第七十九條の二第四項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

た者の当該公的年金給付を受ける権利が消滅したときは、この限りでない。

第六条 この法律による改正後の国民年金法第七十七條の二第一項の規定により昭和四十六年十一月一日に同法第二十九條の三の通算老齢年金の受給権を取得した者に対する当該通算老齢年金は、同年十一月からその支給を始める。

の（一部改正）

第十一条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第三百十号）の一部を次のように改正する。

附則第十八條第二項、附則第二十六條第二項、附則第三十二條第三項及び附則第四十二條第六項中「第五項」を「第六項」に改める。

（国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正）

（第一六七号）（第一六八号）（第一六九号）（第一八〇号）（第一八一号）（第一八二号）

一、看護制度の改善等に関する請願（第八八号）（第二二二号）（第二二七号）（第二七九号）

二、労働災害以外によるせき髄損傷者に関する請願（第九八号）（第一〇七号）（第一一七号）

一、労働者災害補償保険法によるせき髄損傷者に関する請願（第九九号）（第一一八号）

一、海洋戦没者の実態調査促進に関する請願（第一〇〇号）（第一九五号）

一、ペーチェット病患者救済等に関する請願（第一〇一号）（第一一六号）（第一九四号）

一、厚生年金保険の年金額引上げに関する請願（第一一九号）

一、看護教育制度の改革等に関する請願（第二二二号）

一、失業対策事業制度の存続等に関する請願（第一四五号）（第一四六号）（第一五三三号）

一、栄養士・管理栄養士の必置義務等に関する請願（第一六五号）

一、清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに転廃業に対する補償救済に関する請願（第一七〇号）

一、ソ連長期抑留者に対する援護補償の早期実現に関する請願（第一七八号）

第五條 昭和四十六年一月から九月までの月分の福祉年金の支給の停止については、国民年金法第六十五條第四項及び第五項中「十六万七千三百円」とあるのは、「十七万七千円」とする。

2 この法律による改正後の国民年金法第六十五條第四項（同法第七十九條の二において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十六年十月以降の月分の福祉年金の支給の停止について適用し、同月前の月分の福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

第七條 明治三十四年十一月三日から明治三十九年十一月一日までの間に生まれた者（昭和四十六年十一月一日において六十五歳をこえ、七十歳未満である者）が、廢疾認定日が昭和四十六年十一月一日前である傷病により、同日において別表に定める程度の廢疾の状態にあるときは、この法律による改正後の国民年金法第七十九條の二第二項本文の規定にかかわらず、その者に同月から同条の老齢福祉年金を支給する。ただし、その者が同日において、老齢年金の受給権者であるとき、又は日本国民でないときは、この限りでない。

第十二條 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六條第四項、附則第十三條第二項、附則第十九條第二項及び附則第二十五條第三項中「第五項」を「第六項」に改める。

（地方公務員災害補償法の一部改正）

第十三條 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

附則第六條第四項中「第五項」を「第六項」に改める。

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第十四條 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第五項」を「第六項」に改める。

3 昭和四十六年九月三十日においてこの法律による改正前の国民年金法第六十五條第四項の規定の適用を受けていた者であつて、同年十月一日においてこの法律による改正後の同項の規定に該当しなくなったものに係る福祉年金については、同条第一項及び第三項の規定にかかわらず、同年十月以降、その者の同年九月三十日におけるこの法律による改正前の同条第四項又は第五項の規定の適用により支給されるべき額に相当する部分の支給を停止しない。ただし、その者と共同して当該公的年金給付を受給している

第八条 この法律による改正後の国民年金法第十八條の三の規定は、昭和四十六年十一月一日前に行方不明となり、失踪の宣告を受けたことにより同日以後に死亡したとみなされた者に係る死亡を支給事由とする給付の支給についても、適用する。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 この法律による改正後の児童扶養手当法第五條の規定は、昭和四十六年十一月以降の月分の児童扶養手当について適用し、同年十月以前の月分の児童扶養手当については、なお従前の例による。

（特別児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第十條 この法律による改正後の特別児童扶養手当法第五條の規定は、昭和四十六年十一月以降の月分の特別児童扶養手当について適用し、同年十月以前の月分の特別児童扶養手当については、なお従前の例による。

（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正）

二月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、はり、きゅう、マッサージ術の改善に関する請願（第八三三号）（第一五二二号）（第一九六号）

一、管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に関する請願（第八七号）（第九三三号）（第九四号）（第九五号）（第九六号）（第九七号）（第一二四号）（第一二五号）（第一二六号）（第一六六号）

第一五二二号 昭和四十六年一月二十六日受理

はり、きゅう、マッサージ術の改善に関する請願 請願者 長野県佐久市野沢一三〇長野県針灸マッサージ師会内 大塚善三

紹介議員 津島 文治君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

昭和四十六年九月三十日においてこの法律による改正前の国民年金法第六十五條第四項の規定の適用を受けていた者であつて、同年十月一日においてこの法律による改正後の同項の規定に該当しなくなったものに係る福祉年金については、同条第一項及び第三項の規定にかかわらず、同年十月以降、その者の同年九月三十日におけるこの法律による改正前の同条第四項又は第五項の規定の適用により支給されるべき額に相当する部分の支給を停止しない。ただし、その者と共同して当該公的年金給付を受給している

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第九條 この法律による改正後の児童扶養手当法第五條の規定は、昭和四十六年十一月以降の月分の児童扶養手当について適用し、同年十月以前の月分の児童扶養手当については、なお従前の例による。

（特別児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第十條 この法律による改正後の特別児童扶養手当法第五條の規定は、昭和四十六年十一月以降の月分の特別児童扶養手当について適用し、同年十月以前の月分の特別児童扶養手当については、なお従前の例による。

（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正）

二月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、はり、きゅう、マッサージ術の改善に関する請願（第八三三号）（第一五二二号）（第一九六号）

一、管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に関する請願（第八七号）（第九三三号）（第九四号）（第九五号）（第九六号）（第九七号）（第一二四号）（第一二五号）（第一二六号）（第一六六号）

第一五二二号 昭和四十六年一月二十六日受理

はり、きゅう、マッサージ術の改善に関する請願 請願者 長野県佐久市野沢一三〇長野県針灸マッサージ師会内 大塚善三

紹介議員 津島 文治君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第九六号 昭和四十六年一月二十八日受理
はり、きゅう、マッサージュ術の改善に関する請願
請願者 札幌市南六条西三丁目福田二三雄
方北海道鍼灸按摩師会連合会内 中
沢清

紹介議員 井川 伊平君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第八七号 昭和四十六年一月二十二日受理
管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に關
する請願
請願者 京都府船井郡八木町八木島 広瀬
清美 外四百九十名
紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第九三号 昭和四十六年一月二十三日受理
管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に關
する請願
請願者 京都市北区小山上初音町 北沢和
美 外四百八十名
紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第九四号 昭和四十六年一月二十三日受理
管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に關
する請願
請願者 京都府宮津市宇江尻 宮崎かね子
外四百七十五名
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第九五号 昭和四十六年一月二十三日受理
管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に關
する請願
請願者 京都市中京区中ノ京町 野瀬淳
三 外四百八十四名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第九六号 昭和四十六年一月二十三日受理
管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に關
する請願
請願者 京都市右京区太秦安井北御所町
宮村静江 外七百三十五名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第九七号 昭和四十六年一月二十三日受理
管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に關
する請願
請願者 京都市中京区西洞院中立売下ル
嶋路文字 外四百五十名
紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第一二四号 昭和四十六年一月二十六日受理
管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に關
する請願
請願者 京都市北区紫野西十二坊町三六
浜岸正外 七百四十五名
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第一二五号 昭和四十六年一月二十六日受理
管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に關
する請願
請願者 京都市伏見区桃山町養老一九 福
田代子 外七百五十名
紹介議員 林 虎雄君

請願者 京都市東山区八坂上町三六八 南
晚江 外六百八十名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第一二六号 昭和四十六年一月二十六日受理
管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に關
する請願
請願者 京都市上京区堀川三条西入ル 柿
田房子 外四百八十名
紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第一六六号 昭和四十六年一月二十七日受理
管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に關
する請願
請願者 京都市左京区北白川堂ノ前町 中
田きく 外七百十二名
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第一六七号 昭和四十六年一月二十七日受理
管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に關
する請願
請願者 京都市左京区下鴨東本町二七ノ一
大霧真紀子 外七百十名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第一六八号 昭和四十六年一月二十七日受理
管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に關
する請願
請願者 京都市伏見区桃山町養老一九 福
田代子 外七百五十名
紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第一六九号 昭和四十六年一月二十七日受理
管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に關
する請願
請願者 京都府舞鶴市余部下六丁目 京谷
秋子 外七百三十五名
紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第一八〇号 昭和四十六年一月二十八日受理
管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に關
する請願
請願者 京都市伏見区深草芳本町六七一
小林ミサオ 外七百二十名
紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第一八一号 昭和四十六年一月二十八日受理
管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に關
する請願
請願者 京都府舞鶴市字今田一、三七三
嵯峨根愛子 外七百四十五名
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第一八二号 昭和四十六年一月二十八日受理
管理美容師制度に関する美容師法の一部改正に關
する請願
請願者 京都市東山区泉涌寺山内町 熊谷
実子 外六百五十名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第八八号 昭和四十六年一月二十三日受理
看護制度の改善等に関する請願(二通)
請願者 千葉県船橋市古和釜六九四 荒井
清外百七十九名
紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第一二二号 昭和四十六年一月二十五日受理
看護制度の改善等に関する請願
請願者 北海道小樽市長橋三ノ二四ノ一
全医労小樽支部内 荻野キヨ子外
三十五名
紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第一二七号 昭和四十六年一月二十六日受理
看護制度の改善等に関する請願
請願者 岐阜市西秋沢三六六 神山義信外
四十五名
紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第一七九号 昭和四十六年一月二十八日受理
看護制度の改善等に関する請願
請願者 茨城県水戸市酒門町三、一五一ノ
三 藤田宣子外七十四名
紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第九八号 昭和四十六年一月二十三日受理
労働災害以外によるせき髄損傷者に関する請願
請願者 北九州市小倉区九州労災病院内脊
髄損傷患者更生会内 平塚九州男
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第五七号と同じである。

第一〇七号 昭和四十六年一月二十五日受理
労働災害以外によるせき髄損傷者に関する請願
請願者 千葉県原市五井町君塚九二〇
斉藤光男外七名
紹介議員 木島 義夫君
この請願の趣旨は、第五七号と同じである。

第一一七号 昭和四十六年一月二十五日受理
労働災害以外によるせき髄損傷者に関する請願
請願者 栃木県黒磯市大字長一、〇九二
蓮実正利
紹介議員 黒木 利克君
この請願の趣旨は、第五七号と同じである。

第九九号 昭和四十六年一月二十三日受理
労働災害補償保険法によるせき髄損傷者に関する請願
請願者 北九州市小倉区九州労災病院内脊
髄損傷患者更生会内 平塚九州男
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第一一八号 昭和四十六年一月二十五日受理
労働災害補償保険法によるせき髄損傷者に関する請願
請願者 静岡県沼津市三枚橋町一七六ノ三
森豊
紹介議員 黒木 利克君
この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第一〇〇号 昭和四十六年一月二十三日受理
海洋戦没者の実態調査促進に関する請願
請願者 東京都足立区千住三六ノ四足立区
紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

遺族会内 遠峰富次外二百五名
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第一九五号 昭和四十六年一月二十八日受理
海洋戦没者の実態調査促進に関する請願
請願者 福岡市桜坂二ノ一〇ノ四五福岡市
赤坂校区遺族会内 木全重成外
百五十名
紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第一一一号 昭和四十六年一月二十五日受理
ベーチエット病患者救済等に関する請願
請願者 茨城県勝田市中央町七ノ一九
中村眼科医院内 中村 重雄
紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一一六号 昭和四十六年一月二十五日受理
ベーチエット病患者救済等に関する請願
請願者 東京都千代田区外神田三ノ四ノ
一五 長竹 義昌
紹介議員 黒木 利克君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一九四号 昭和四十六年一月二十八日受理
ベーチエット病患者救済等に関する請願
請願者 東京都新宿区百人町二ノ一九三
上野 頼一外四名
紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一一九号 昭和四十六年一月二十五日受理
厚生年金保険の年金額引上げに関する請願
請願者 宮崎県橋通東二ノ一〇ノ一宮崎県
議会議員 宮竹 常吉
紹介議員 黒木 利克君
厚生年金保険の給付水準内容について大幅な改善
をすみやかに実現されたい。
理由
厚生年金保険については、昭和四十四年十二月に
二万円年金といわれる大幅な給付額の改善が行な
われたが、この改善は年金額の絶対的水準が二万
円になったのではなく、年金受給者の大部分は月
額二万円に達していないのが実情である。

第一二二号 昭和四十六年一月二十五日受理
看護教育制度の改革等に関する請願
請願者 名古屋市中区和区明月町二ノ九
早川与一郎外三百八十二名
紹介議員 近藤 信一君
看護教育の制度及び内容の改善を図るよう、左記
事項の早急実現を期されたい。
一、高卒一、二年の看護業務従事者養成計画をや
め、准看が正看となる進学コースを増設し、看
護教育を学校教育法に基づく高卒三年以上に一
本化すること。
二、現在の看護教育を充実すること。
1 専任教員(臨床における専任教員も含む)
の養成施設を確立し増員すること。
2 看護教育施設、設備(勉学・生活条件)を
拡充し、整備すること。
三、看護婦の夜勤制限、複数夜勤を実施し、大幅
な賃金、労働条件の改善を行なうこと。

第一四五号 昭和四十六年一月二十六日受理
失業対策事業制度の存続等に関する請願
請願者 横浜市鶴見区市場下町六ノ三六
土屋 正子外三百六十七名
紹介議員 春日 正一君

緊急失業対策法にもとづく失業対策事業制度を廃止することなく、いっそう住民のために役立つようにするため左記事項の実現を図りたい。

一、失業者を安定した雇用につけるため、職業安定行政を抜本的に民主化し改善し、失対事業を積極的に活用すること。

二、失対事業制度を高齢対策として活用し、高齢失業者等就労事業をただちに実施すること。
三、住民の要望にこたえ地域の発展に寄与する公共的な事業として、失対事業をいっそう活用すること。

理由

失対事業は、いま十九万人余の失業者が就労し生活をささえる場になっているだけでなく、中高年齢者や産後、農山村などの安定した雇用につくことが困難な失業者の雇用と生活を保障する制度として、また地域住民の必要にこたえる公共的な事業として、小ななく役割をはたしている。

第一四六号

昭和四十六年一月二十六日受理
失業対策事業制度の存続等に関する請願

請願者

大阪府東南郡岬町谷川
高橋康之助外三百九十九名

紹介議員

須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一五三号

昭和四十六年一月二十六日受理
失業対策事業制度の存続等に関する請願

請願者

神奈川県川崎市末長二、〇三〇
芹田 元治外九百九十九名

紹介議員

野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一六五号

昭和四十六年一月二十七日受理
栄養士・管理栄養士の必置義務等に関する請願

請願者

札幌市南三条西三丁目道央信用金

庫内社団法人日本栄養士会北海道支部内 瀬川 節子
紹介議員 河口 陽一君
国民栄養改善の進歩発展に寄与する栄養士・管理栄養士の業務の向上を期するため、その関係法律を改正し、左記事項の実現を図りたい。

一、集団給食施設に栄養士・管理栄養士の「必置義務」を設けるよう、栄養改善法第九條の二の第一号及び第二号を改正すること。
二、集団給食施設における栄養士・管理栄養士の任務は、現に「栄養指導」のほか「給食管理」も行なっているので、栄養改善法第九條の二の第一号の条文中に「栄養指導」とあわせて「給食管理」の業務を明記すること。

三、管理栄養士になるには、従来無試験で登録されていた修業年限四年の養成施設の卒業生に対して「国家試験」を課するよう、栄養士法第五條の二及び第五條の四の第四号を改正すること。

四、医療施設における栄養士・管理栄養士は百パーセントに近く設置され、病人栄養の業務に従事しているが、病院給食施設における栄養士の地位を明確にするため、医療法第二十一條第一項第一号のなかに「栄養士」を明記すること。
なお、その施設の規模の大小にかかわらず、一人の栄養士をもって足りるものとして、現在の医療法施行規則第十九條第一項第五号は、実態を無視するものであるから、その員数について検討すること。

第一七〇号

昭和四十六年一月二十七日受理
清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者

青森市合浦一ノ六ノ五青森県清掃連合会内 小林 又作

紹介議員

津島 文治君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第一七八号 昭和四十六年一月二十八日受理
ソ連長期抑留者に対する援護補償の早期実現に関する請願(二通)

請願者 東京都港区赤坂二ノ一〇ノ五ソ連長期抑留者同盟内 三宅農夫男外九千五十三名
紹介議員 横山 フク君

ソ連長期抑留者に対する援護補償をすみやかに実現されたい。

理由

終戦と共にソ連に拉致抑留されて十二年間、常識では理解できないほどの暴虐非人道的な取扱いと重労働にたえ、かろうじて生還できたといわれるソ連長期抑留者は、現在も極めて悲惨な境遇にあえいでいる。このことは、本人のみにとどまらず肉親一族にまで影響し、その物心身の痛手はとうてい筆舌の及ぶところではない。

二月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、栄養改善法等の改正に関する請願(第二一二号)

一、福祉年金額の大引上げ等に関する請願(第二二〇号)

一、ベーチェット病患者救済等に関する請願(第二二三号)

一、労働災害以外によるせき髄損傷者に関する請願(第二七五号)

一、労働者災害補償保険法によるせき髄損傷者に関する請願(第二七六号)(第二七八号)(第四〇六号)

一、はり、きゅう、マッサージ術の改善に関する請願(第二八五号)(第二九九号)

一、清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに転廃業に対する補償救済に関する請願(第三一三三三三)

一、作業療法士・理学療法士の教育改善等に関する請願(第三一九九号)

一、看護制度の改善等に関する請願(第三二〇号)

一、海洋戦没者の実態調査促進に関する請願(第三九〇号)

一、医療事務管理士法の制定に関する請願(第三九一号)(第三九二)(第三九六号)(第四〇八号)(第四〇九号)

一、モーターの規制を風俗営業等取締法に移管することにに関する請願(第四〇七号)(第四一二号)

第二一二号

昭和四十六年一月二十九日受理
栄養改善法等の改正に関する請願

請願者

札幌市北三条西五丁目北海道議会議員 佐々木利雄

紹介議員

河口 陽一君

国民の保健衛生の安全と福祉の増進を図るため、栄養改善法、栄養士法等の関係法令を改正し、一定規模以上の集団給食施設に対して管理栄養士または栄養士の必置を義務づけるようにされたい。

理由

一、近年、社会構造の変化に伴い急速に給食施設が増加し、国民生活のなかに浸透してきているので、国民の栄養改善のために、また給食に起因する事故防止を図る見地からも、専門の知識を有する給食管理者を置く必要がある。

二、現行の栄養改善法第九條の二は、集団給食施設に栄養士及び管理栄養士を置くよう努めなければならぬという規定であるが、必置を義務づけることで国民の栄養改善及び衛生管理の向上を図る必要がある。

第二三〇号

昭和四十六年一月二十九日受理
福祉年金額の大引上げ等に関する請願

請願者

滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀県議会議員 北川 弥助

紹介議員

奥村 悦造君

国民年金法に基づく福祉年金の支給額を大幅に引き上げられたい。また、同法第六十五條第一項第一号の規定を廃止し、公的年金受給者に対する福

社年金の併給制限を撤廃されたい。

理由

福祉年金の現行支給額は高度経済成長下における国民の生活水準からみてきわめて低額である。また、公的年金は生活費の一端であり、一般所得と何ら変わるものでないから、公的年金を一般所得に合算して本人所得制限額以下の所得であるときは福祉年金が併給されるようにすべきである。

第二三三三号 昭和四十六年一月二十九日受理

ベリチェット病患者救済等に関する請願

請願者 東京都目黒区目黒一ノ二八ノ二六

紹介議員 宮田 幸子

紹介議員 平泉 涉君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二七五号 昭和四十六年一月三十日受理

労働災害以外によるせき髄損傷者に関する請願

請願者 神奈川県川崎市木月四ノ一、四一四

岩沢 六郎

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第五七号と同じである。

第二七六号 昭和四十六年一月三十日受理

労働者災害補償保険法によるせき髄損傷者に関する請願

請願者 神奈川県川崎市木月住吉町

一、七六五福寿荘内 安 富浩

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第二七八号 昭和四十六年二月三十日受理

労働者災害補償保険法によるせき髄損傷者に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷郷町沼尻三

請願者 福島県いわき市内郷郷町沼尻三

災病院全国脊損療友会福島支部内

鈴木 竹雄外四十六名

村田 秀三君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第四〇六号 昭和四十六年二月四日受理

労働者災害補償保険法によるせき髄損傷者に関する請願

請願者 広島市江波本町五ノ一 塩見元勝

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第二八五号 昭和四十六年二月一日受理

はり、きゅう、マッサージ術の改善に関する請願

請願者 和歌山市新堀八ノ一社団法人和歌

山県鍼灸マッサージ指圧師連合会

会長 坂東幸太郎外一名

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第二九九号 昭和四十六年二月二日受理

はり、きゅう、マッサージ術の改善に関する請願

請願者 香川県三豊郡大野原町大字五郷井

関香川県鍼灸按摩マッサージ連合

会内 藤川 忠雄

紹介議員 玉置 猛夫君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第三一三三号 昭和四十六年二月三日受理

清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに

転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 長崎県大村市下波戸町五三六長崎

県清掃協会内 楠本 寛之外

三十三名

紹介議員 初村龍一郎君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第三一九号 昭和四十六年二月三日受理

作業療法士・理学療法士の教育改善等に関する請願(百通)

請願者 東京都清瀬市竹丘三ノ一ノ二国立

療養所東京病院付属リハビリテー

ション学院学生自治会内 古沢

正道外五百名

喜屋武眞榮君

医学的リハビリテーションの発展のため、左記事

項の実現を図られたい。

一、国立療養所東京病院附属リハビリテーション

学院を四年制とし、カリキュラム等学制を改善

すること。

二、本院の諸設備・制度改善のための予算を増

大し、充実した学生生活の保障を図ること。

三、PT・OT専門教育担当者育成のための具体

的方策をたてること。

四、日本における医学的リハビリテーションの普

及と発展のための具体的方針をたてること。

理由

一、本院は、四年制大学以上の講義時間数を三

年間で習得しなければならぬので、一般教育

科目の不足は、専門技術科目をいっそう高度化

する基礎をなくし、臨床実習研究施設の欠如は、

日本各地の臨床研究の成果を教育の場に還元す

る機会を奪っている。

二、極度の予算的制約のため、および、三年制各

種学校であるため、専門教育担当者が国内外へ

留学する機会もなく、教師自身こなしきれない

教育内容をそのまま学生に教授することによつ

て学生の勉学に二重の不消化をもたらしている。

三、現在、わが国の実情にみあったようなりハビ

リテーション教育は体系化されてなく、それど

ころか、このままでは、決して確立化し得ない。

このような状況では学生及び教育はその勉学研

究の意欲を十分発揚できない。

第三二〇号 昭和四十六年二月三日受理

看護制度の改善等に関する請願(七十通)

請願者 京都府久世郡城陽町大字中小字五

垣内四七 岡崎 和子外四百名

喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第三九〇号 昭和四十六年二月三日受理

海洋戦没者の実態調査促進に関する請願

請願者 埼玉県浦和市領家二ノ四ノ二「プ

ーゲンビル」会内 熊岡 敬治外

百七名

土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第五五号と同じである。

第三九一号 昭和四十六年二月四日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(五通)

請願者 新潟市神明町一ノ一六 石本

富美枝外四名

佐藤 隆君

保険医療機関における診療報酬の請求事務を適正

適法に処理し、国民医療の質的向上に資するよう、

左記事項の実現を期されたい。

一、医療事務管理士法を早急に制定すること。

二、医療事務管理士の国家資格認定制度を実施す

ること。

三、医療事務管理士養成のため、新しい職業専門

教育養成機関を認可すること。

理由

保険医療機関における診療報酬の請求は、件数、

金額ともに増大の一途をたどっており、これらの

事務を実際に処理するには、相応の専門的知識を

系統的に習得した専門職により、組織的に取り扱

わせることが、「適正適法な請求」を行なう前提条

件であるにもかかわらず、現状はそれらの諸条件

をすべて否定せざるを得ない形で処理されている。

第三九二号 昭和四十六年二月四日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(十一通)

請願者 群馬県高崎市問屋町一ノ二ノ四

吉田 真人外十名

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第三九六号 昭和四十六年二月四日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願

請願者 山形県南陽市金沢 新関 英夫

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第四〇八号 昭和四十六年二月四日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(四通)

請願者 長野県南安曇郡豊科町高家

小山 晴代外三名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第四〇九号 昭和四十六年二月四日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(七通)

請願者 名古屋市中区豊中町一ノ五六

花井 俊也外六名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第四〇七号 昭和四十六年二月四日受理

モーテルの規制を風俗営業等取締法に移管することに関する請願(五通)

請願者 東京都豊島区池袋二ノ九九八

和田 信子外四名

紹介議員 山高しげり君

モーテルその他一連のこの種娯乐的宿泊施設の規制を、旅館業法から風俗営業等取締法に移管されたい。

理由

自動車普及に伴い、近年激増しつつあるモーテル(駐車場付き旅館)等は、その実態が青少年教育上、真に好ましくない影響を及ぼすものとして、全国各地域婦人団体では各県ごとに実地調査を行なうとともに、その厳重な規制を要望してきた。第六十三回国会で旅館業法の改正が行なわれたが、その後法改正の実績はすこしもあがらず、業態そのものはむしろますます不健全さが強化されており、これを旅館として扱うことの不合理が痛感される。モーテルの構造は密室であり、災害事故や婦女暴行等による危害の発生を防止することは非常に困難である。

第四一〇号 昭和四十六年二月四日受理

モーテルの規制を風俗営業等取締法に移管することに関する請願(二通)

請願者 群馬県太田市八幡六ノ九ノ四太田市

連合婦人会内 秋山伊都子外一名

紹介議員 近藤英一郎君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

二月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「第四條(第二項の規定により公務上負傷し、又は疾病にかかったものとみなされた軍人軍属であつた者については、恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三(第四款及び第五款を除く。次項において同じ。)に定める程度の不具廃疾の状態にある場合に限る。を削り、同条第二項中「第四條第二項の規定により公務上負傷し、又は疾病にかかったものとみなされた軍人軍属であつた者については、恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に定める程度の不具廃疾の状態になつたときに限る。」を削る。

6 準軍属であつた者が昭和十六年十二月八日以後における準軍属としての勤務(政令で定める勤務を除く。第二十三條第二項第四号及び第三十四條第五項において同じ。)に關連して負傷し、又は疾病にかかり、昭和四十六年十月一日(昭和二十年九月二日以後引き続き海外に於て、昭和四十六年十月一日以後帰還する者については、その帰還の日)において、当該負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く。)により第一項に規定する程度の不具廃疾の状態にある場合においては、その者にその不具廃疾の程度に応じて障害年金を支給する。

7 軍人軍属(改正前の恩給法第二十一條に規定する軍人及び準軍人を除く。)であつた者が本邦その他の政令で定める地域(第四條第二項に規定する戦地を除く。)における在職期間内の次に掲げる負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く。)により、昭和四十六年十月一日(同日以後復員する者については、その復員の日)において、第一項に規定する程度の不具廃疾の状態にある場合においては、その者にその不具廃疾の程度に応じて障害年金を支給する。

一 昭和十六年十二月八日以後における戦争に關する勤務(政令で定める勤務を除く。次号、第二十三條第一項第五号及び第三十四條第二項において同じ。)に關連する負傷又は疾病二 昭和二十年九月二日以後における負傷又は疾病で厚生大臣が戦争に關する勤務に關連する負傷又は疾病と同視することを相当と認めるもの

第八條第一項の表を次のように改める。

第七條第四項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に定める」を「第一項に規定する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 軍人軍属(改正前の恩給法第二十一條に規定する軍人及び準軍人を除く。)であつた者が本邦その他の政令で定める地域(第四條第二項に規定する戦地を除く。)における在職期間内の次に掲げる負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く。)により、昭和四十六年十月一日(同日以後復員する者については、その復員の日)において、第一項に規定する程度の不具廃疾の状態にある場合においては、その者にその不具廃疾の程度に応じて障害年金を支給する。

一 昭和十六年十二月八日以後における戦争に關する勤務(政令で定める勤務を除く。次号、第二十三條第一項第五号及び第三十四條第二項において同じ。)に關連する負傷又は疾病二 昭和二十年九月二日以後における負傷又は疾病で厚生大臣が戦争に關する勤務に關連する負傷又は疾病と同視することを相当と認めるもの

第八條第一項の表を次のように改める。

一 昭和十六年十二月八日以後における戦争に關する勤務(政令で定める勤務を除く。次号、第二十三條第一項第五号及び第三十四條第二項において同じ。)に關連する負傷又は疾病二 昭和二十年九月二日以後における負傷又は疾病で厚生大臣が戦争に關する勤務に關連する負傷又は疾病と同視することを相当と認めるもの

第八條第一項の表を次のように改める。

第八條第一項の表を次のように改める。

第八條第一項の表を次のように改める。

第八條第一項の表を次のように改める。

第八條第一項の表を次のように改める。

第八條第一項の表を次のように改める。

第八條第一項の表を次のように改める。

第八條第一項の表を次のように改める。

金額

五五九、〇〇〇円

四五三、〇〇〇円

三六三、〇〇〇円

二七四、〇〇〇円

二二二、〇〇〇円

一六二、〇〇〇円

一五一、〇〇〇円

一四〇、〇〇〇円

一〇六、〇〇〇円

第四款症	八四、〇〇〇円
第五款症	七三、〇〇〇円

第八条第七項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に三三、〇四〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三五、一七〇円）以内の額を加えた額		
第一項症	四四七、二〇〇円（第一条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては五〇三、一〇〇円）		
第二項症	三六二、四〇〇円（第一条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては四〇七、七〇〇円）		
第三項症	二九〇、四〇〇円（第一条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては三三六、七〇〇円）		
第四項症	二二九、二〇〇円（第一条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては二四六、六〇〇円）		
第五項症	一六九、六〇〇円（第一条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては一九〇、八〇〇円）		
第六項症	二二九、六〇〇円（第一条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては二四五、八〇〇円）		
第一款症	二二〇、八〇〇円（第一条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては二三五、九〇〇円）		
第二款症	一一二、〇〇〇円（第一条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては一二六、〇〇〇円）		
第三款症	八四、八〇〇円（第一条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては九五、四〇〇円）		
第四款症	六七、二〇〇円（第一条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては七五、六〇〇円）		
第五款症	五八、四〇〇円（第一条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては六五、七〇〇円）		

第八条第八項中「八千四百円」を「九千六百円」に、「九千六百円」を「一万八千四百円」に、「五千四百円」を「五千七百六十円」に、「五千七百六十円」を「六千四百八十円」に、「三千三百六十円」を「三千八百四十円」に、「三千八百四十円」を「四千三百二十円」に、「二千五百二十円」を「二千八百八十円」に、「二千八百八十円」を「三千二百四十円」に改める。

第八条第九項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金	額
第一款症	五九四、〇〇〇円	
第二款症	四九三、〇〇〇円	
第三款症	四二三、〇〇〇円	
第四款症	三四八、〇〇〇円	
第五款症	二七九、〇〇〇円	

第八条第十項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金	額
第一款症	四七五、二〇〇円（第一条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、五三四、六〇〇円）	
第二款症	三九四、四〇〇円（第一条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、四四三、七〇〇円）	
第三款症	三三八、四〇〇円（第一条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三八〇、七〇〇円）	

第四款症	二七八、四〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三三三、二〇〇円）
第五款症	二三三、二〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二五一、一〇〇円）

第八条の次に次の二条を加える。

（障害年金及び障害一時金の額の特例）

第八条の二 前条第一項の規定にかかわらず、第七款第三項の規定により支給する障害年金の額は、前条第一項に定める額の十分の七・五に相当する額とする。

2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の障害年金の額について準用する。

3 前条第七項の規定にかかわらず、第七款第六項の規定により支給する障害年金の額は、前条第七項に定める額の十分の七・五に相当する額とする。

4 前条第八項の規定は、前項の障害年金の額について準用する。

5 前条第九項又は第十項の規定にかかわらず、第七款第三項又は第六項の規定により障害年金の支給を受けるべき者に支給する障害一時金の額は、前条第九項又は第十項に定める額の十分の七・五に相当する額とする。

（障害年金の併給の調整）

第八条の三 障害年金を受ける権利を有する者に対してさらに障害年金を支給すべき事由が生じたときは、援護審査会の議決により、その者に前後の不具廃疾を併合した不具廃疾の程度による障害年金を支給する。

2 障害年金を受ける権利を有する者が前項の規定により前後の不具廃疾を併合した不具廃疾の程度による障害年金を受ける権利を取得したときは、従前の障害年金を受ける権利は、消滅する。

3 第一項の規定により前後の不具廃疾を併合した不具廃疾の程度による障害年金を受ける権利を取得した者については、第七款第七項の規定を適用しない。

4 第八条第一項若しくは第七項又は前条第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、第一項の

規定により支給する前後の不具廃疾を併合した不具廃疾の程度による障害年金の額は、従前の障害年金の額に、前後の不具廃疾を併合した不具廃疾の程度に応じて第八条第一項を適用して得た額から従前の不具廃疾の程度に応じて同項を適用して得た額を控除した額に生じた障害年金の支給事由の別により厚生省令で定める率を乗じて得た額を加えた額とする。

5 第八条第二項から第六項までの規定は、前項の障害年金の額について準用する。この場合において、次の各号に該当するときは、同条第二項、第三項又は第六項に規定する額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 従前の障害年金に加給する額があるとき、又は後に生じた支給事由により障害年金を支給するとしてした場合において加給すべきこととなる額があるとき、当該額のうちいずれか高い額又は当該額に相当する額

二 前号に該当しない場合であつて、前後の不具廃疾のいずれか又はいずれれもが準属属たるによるものであるとき、第八条第二項、第三項又は第六項に規定する額に〇・八を乗じて得た額（当該前後の不具廃疾のいずれか又はいずれれもが第二条第三項第一号に掲げる者に係るものであるときは、第八条第二項、第三項又は第六項に規定する額に〇・九を乗じて得た額）

第九款第二項を次のように改める。

2 前項の期限の到来前六月前までに不具廃疾が回復しない者で、その不具廃疾の程度がなお第七款第一項に規定する程度であるものには、引き続き相当の障害年金を支給する。この場合においては、さらに前項の規定を適用することを妨げない。

第十一号第一号中「公務上」を削り、同条第二号中「昭和二十七年三月三十一日」の下に「（第七款

第三項に規定する軍人軍属であつた者にあつては、昭和四十六年九月三十日」を加え、同条第三号中「第三項」を「第一項」に改め、「昭和三十三年十二月三十一日」の下に「(第七條第六項に規定する軍人軍属であつた者にあつては、昭和四十六年九月三十日)」を加える。

第十三條第一項を次のように改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

障害年金の支給は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わる。

一 第七條第一項の規定により支給する障害年金 昭和二十七年四月(同月一日後復員する者に支給するもの)については、その復員の日の属する月の翌月)

二 第七條第四項の規定により支給する障害年金 昭和三十四年一月(昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあって、昭和三十四年一月一日後帰還する者に支給するもの)については、その帰還の日の属する月の翌月)

三 第七條第三項又は第六項の規定により支給する障害年金 昭和四十六年十月(同月一日後復員する者に支給するもの)については、その復員の日の属する月の翌月と、昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあって、昭和四十六年十月一日後帰還する者に支給するものについては、その帰還の日の属する月の翌月)

四 第七條第二項若しくは第五項又は第八條の三第一項の規定により支給する障害年金 第七條第二項若しくは第五項又は第八條の三第一項に規定する議決があつた日の属する月の翌月以前において援護審査会が定める月

第十四條第一項第三号中「軍人軍属であつた者にあつては、」を削り、同項第四号を削り、同条第二項中「又は第四号」を削る。

第二十三條第一項第二号中「負傷」を「公務上の負傷」に改め、同項に次の二号を加える。

四 昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月

七日までの間に本邦その他の政令で定める地域(第四條第二項に規定する事変地を除く。)における在職期間(旧恩給法施行令(大正十二年勅令第三百六十七号)第七條に規定するもの)の陸軍又は海軍の学生生徒については、これらの身分を有していた期間を含む。以下この号において同じ。)内において事変に関する勤務(政令で定める勤務を除く。第三十四條第二項第一号において同じ。)に関連して負傷し、又は疾病にかかり、在職期間内又は在職期間経過後に、これにより死亡した改正前の恩給法第二十一條に規定する軍人若しくは準軍人又はこれらの者であつた者の遺族(前三号に掲げる遺族を除く。)

五 第七條第三項に規定する政令で定める地域における在職期間内の次に掲げる負傷又は疾病により、在職期間内又は在職期間経過後に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者(改正前の恩給法第二十一條に規定する軍人及び準軍人並びにこれらの者であつた者を除く。)の遺族(第一号から第三号までに掲げる遺族を除く。)

イ 昭和十六年十二月八日以後における戦争に関する勤務に関連する負傷又は疾病
ロ 昭和二十年九月二日以後における負傷又は疾病で厚生大臣が戦争に関する勤務に関連する負傷又は疾病と同視することを相当と認めるもの

第二十三條第二項第二号中「負傷」を「公務上の負傷」に改め、同項第四号を次のように改める。
四 昭和十六年十二月八日以後に準軍属としての勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した準軍属であつた者の遺族(前三号に掲げる遺族を除く。)

第二十五條第一項第一号を次のように改める。
一 夫については、不具廃疾であつて生活資料を得ることができないこと、又は死亡した者の死亡の当時から引き続き不具廃疾の状態にあること。

第二十六條第一項第一号中「十五万七千元」を「十七万三千七百円」に改め、同条第二項中「四千九百円」を「五千六百円」に、「五千六百円」を「六千三百円」に改め、同項第一号中「十万九千九百円」を「十三万八千九百六十円」に、「十二万五千六百円」を「十五万六千三百三十円」に改める。

第二十七條第一項中「及び第三号」を「から第五号まで」に改め、同条第二項中「前項に規定する」を「第二十三條第一項第二号及び第三号並びに同条第二項第二号及び第三号に掲げる」に改める。

第二十九條第一項第一号中「公務上」を削る。
第三十二條第三項第二号中「又は第三号」を「から第五号まで」に改め、同条第四項第一号中「四千九百円」を「五千六百円」に、「五千六百円」を「六千三百円」に改め、同項第二号中「三千六百七十五円」を「四千二百円」に、「四千二百円」を「四千七百二十五円」に改め、同項第三号中「から第四号まで」を「又は第三号」に、「三千六百七十五円」を「四千二百円」に、「四千二百円」を「四千七百二十五円」に改める。

第三十四條第二項第一号中「事変」を「事変に関する勤務」に改め、「(政令で定める勤務を除く。次号において同じ。)」を削り、同条第五項中「第二條第三項第一号に掲げる者の勤務(政令で定める勤務を除く。)」を「準軍属としての勤務」に改める。

第四十九條の二中「第二十三條第二項第四号、第三十四條第二項第一号若しくは第五項」を「第七條第三項若しくは第六項、第二十三條第一項第四号」に改める。
(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第二條 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
第八條中「一万三千八十円」を「一万四千四百七十円」に、「一万三千六百八十円」を「一万五千七十円」に改める。

第七部 社会労働委員会會議録第三号 昭和四十六年二月十六日【参議院】

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)
第三條 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十一年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
附則に次の二項を加える。

(特別給付金の支給の特例)
4 昭和三十一年三月三十一日以前に死亡した者の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)として、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第二十七号。以下「法律第二十七号」という。)による改正後の遺族援護法第四條第四項第二号の規定により同法第二十三條第二項に規定する遺族給付金(同項第二号及び第三号に掲げる遺族に支給されるものを除く。)を受ける権利を有するに至つた者又は法律第二十七号附則第五條の規定により同法第一項に規定する遺族年金を受ける権利を有するに至つた者は、第二條に規定する戦没者等の妻とみなす。

5 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四條第二項に規定する国債の発行の日、昭和四十六年十一月一日とする。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)
第四條 戦傷病者特別援護法(昭和三十一年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
第二條第二項第九号中「昭和二十年八月九日以後における業務による負傷又は疾病」を「昭和十六年十二月八日以後昭和二十年八月九日前における軍事に関する業務による負傷若しくは疾病又は同日以後における業務による負傷若しくは疾病」に改め、同条第六項中「又は第三項に規定する戦地」を「第三項又は第六項に規定する戦地」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 第二項第一号から第五号までに掲げる者については、その者の昭和十六年十二月八日以

後の本邦その他の政令で定める地域（戦地を除く。）における戦争に関する勤務（政令で定める勤務を除く。この項において同じ。）に關連する負傷又は疾病（昭和二十年九月二日以後における負傷又は疾病で厚生大臣が戦争に關する勤務に關連する負傷又は疾病と同視することを相当と認めるものを含む。）は、当該各号に規定する負傷又は疾病とみなす。

7 第二項第六号から第十二号までに掲げる者については、その者の昭和十六年十二月八日以後における業務に關する勤務（政令で定める勤務を除く。）に關連する負傷又は疾病は、当該各号に規定する負傷又は疾病とみなす。

第十八条第二項中「四千二百円」を「四千八百円」に改める。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第五条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「の特別項症から第六項症まで及び第一号表ノ三の第一款症から第四款症まで」を「及び第一号表ノ三」に改める。

第四条第一項中「第四款症」を「第五款症」に改める。

附則に次の三項を加える。

（特別給付金の支給の特例）

5 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第六十一号）による改正後の遺族援護法第二条第三項の規定並びに戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第二十七号。以下「法律第二十七号」という。）による改正後の遺族援護法第四条第四項第二号並びに第七条第一項及び第三項の規定により昭和十二年七月七日以後に負傷し、又は疾病にかかったことによる障害年金又は障害一時金を受けるに至った者（法律第二十七号附則第六条の規定により昭和三十八年四月一日におい

て第二条第一項第三号の給付を受けていた者又は受けたことがある者とみなされた者を除く。）は、第二条の規定の適用については、昭和三十八年四月一日において同条第一項第三号の給付を受けていた者又は受けたことがある者とみなす。

6 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第三条第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和四十一年四月一日」とあるのは、「昭和四十六年十月一日」とする。

7 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至った者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十六年十月一日とする。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正）

第六条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

（特別給付金の支給の特例）

4 昭和四十二年三月三十一日以前に死亡した者の父母又は祖父母として、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第二十七号。以下「法律第二十七号」という。）による改正後の遺族援護法第四条第四項第二号の規定により同法第二十三条第二項に規定する遺族給付金（同項第二号及び第三号に掲げる遺族に支給されるものを除く。）を受ける権利を有するに至った者（遺族援護法第二十五条第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとするならば当該遺族給付金を受けるべき者を含む。）又は法律第二十七号附則第五条の規定により同条第一項に規定する遺族年金を受ける権利を有するに至った者（遺族援護法第二十五条第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとするならば当該遺族年金を受けるべき者を含む。）は、第二

条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

5 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び第二条の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのは、それぞれ「昭和四十六年九月三十日」とする。

6 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至った者に交付する第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十六年十月一日とする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。ただし、第四条中戦傷病者特別援護法第十八条第二項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

（遺族援護法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「遺族援護法」という。）第七条第一項及び第二項、第二十三号、第二十五条第一項及び第二項、第二十三号、第二十五条第一項及び第二項並びに第三十四号第五項の規定の改正により障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給付金又は弔慰金を受ける権利を有することとなるべき者に関し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第七条第一項及び第二項		
第二十五条第一項	昭和二十七年四月一日	昭和四十六年十月一日
第三十条第一項		
第三十六条第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項	同日	昭和四十六年十月一日
第三十八条第三号		
第七条第一項及び第二項	同日	昭和四十六年十月一日
第十一条第二号		
第二十九条第一項第二号及び第四号	昭和二十七年三月三十一日	昭和四十六年九月三十日
第三十六条第一項第一号		
第三十八条第二号		
第十三条第一項第一号	昭和二十七年四月	昭和四十六年十月
第三十条第一項	同月一日	昭和四十六年十月一日
第十三条第一項第一号		
第二十五条第一項	昭和二十七年四月二日	昭和四十六年十月二日
第三十六条第二項		
第三十八条第三号	昭和三十四年一月一日	昭和四十六年十月一日
第二十五条第三項	昭和三十四年一月二日	昭和四十六年十月二日
第二十九条第一項第三号及び第四号	昭和三十三年十二月三十一日	昭和四十六年九月三十日
第三十条第三項	昭和三十四年一月	昭和四十六年十月
第三十条第三項	同年同月一日	昭和四十六年十月一日

第三十六條第一項第二号

同年四月二日

昭和四十六年十月二日

第三条 この法律による改正後の遺族援護法第七
条第一項又は第三項の規定により障害年金又は
障害一時金を受けることとなるべき軍人であつ
た者については、戦傷病者戦没者遺族等援護法
の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百
八十一号）附則第十二項本文及び戦傷病者戦没
者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和

二十九年法律第六十八号）附則第二項の規定を
適用しない。
第四条 軍人軍属であつた者に支給する昭和四十
六年一月から同年九月までの月分の障害年金に
ついては、遺族援護法第八條第一項に定める額
は、それぞれ、次の表に定める額とする。

不具廃疾の程度		年	金
特別項症	第一項症の年金額に三六、二〇〇円以内の額を加えた額		五一六、〇〇〇円
第一項症			四一八、〇〇〇円
第二項症			三三五、〇〇〇円
第三項症			二五三、〇〇〇円
第四項症			一九六、〇〇〇円
第五項症			一五〇、〇〇〇円
第六項症			一三九、〇〇〇円
第一款症			一二九、〇〇〇円
第二款症			九八、〇〇〇円
第三款症			七七、〇〇〇円
第四款症			六七、〇〇〇円

2 準軍属であつた者に支給する昭和四十六年一
月から同年九月までの月分の障害年金について

は、遺族援護法第八條第七項に定める額は、そ
れぞれ、次の表に定める額とする。

不具廃疾の程度		年	金
特別項症	第一項症の年金額に二五、八四〇円（第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二八八、九六〇円）以内の額を加えた額		
第一項症	三六、二〇〇円（第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、四二二、八〇〇円）		
第二項症	二九、六〇〇円（第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三三四、四〇〇円）		
第三項症	二三四、五〇〇円（第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二六八、〇〇〇円）		
第四項症	一七七、一〇〇円（第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二〇二、四〇〇円）		
第五項症	一三七、二〇〇円（第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一五六、八〇〇円）		
第六項症	一〇五、〇〇〇円（第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一二〇、〇〇〇円）		
第一款症	九七、三〇〇円（第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一一一、二〇〇円）		
第二款症	九〇、三〇〇円（第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一〇三、二〇〇円）		
第三款症	六八、六〇〇円（第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、七八、四〇〇円）		

第四款症 五三、九〇〇円（第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、六一、六〇〇円）
第五款症 四六、九〇〇円（第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、五三、六〇〇円）

第五条 軍人軍属であつた者に支給する昭和四十
六年一月一日から同年九月三十日までの間に支
給事由が生じた障害一時金については、遺族援

護法第八條第九項に定める額は、それぞれ、次
の表に定める額とする。

不具廃疾の程度		金
第一款症		五四八、〇〇〇円
第二款症		四五五、〇〇〇円
第三款症		三九〇、〇〇〇円
第四款症		三二一、〇〇〇円
第五款症		二五七、〇〇〇円

2 準軍属であつた者に支給する昭和四十六年一
月一日から同年九月三十日までの間に支給事由
が生じた障害一時金については、遺族援護法第

八條第十項に定める額は、それぞれ、次の表に
定める額とする。

不具廃疾の程度		金
第一款症	三八三、六〇〇円（第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、四三八、四〇〇円）	
第二款症	三二八、五〇〇円（第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三六四、〇〇〇円）	
第三款症	二七三、〇〇〇円（第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三二二、〇〇〇円）	
第四款症	二二四、七〇〇円（第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二五八、八〇〇円）	
第五款症	一七九、九〇〇円（第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二〇五、六〇〇円）	

第六条 昭和四十六年一月から同年九月までの月
分の遺族年金及び遺族給与金については、この
法律による改正前の遺族援護法第二十六條第一

項第一号中「十五万七千円」とあるのは「十六
万三千円」と、この法律による改正前の同法同
条第二項第一号中「十萬九千九百円」とあるの
は「十一萬二千二百十円」と、「十二萬五千六
百円」とあるのは「十二萬八千二百四十円」と
する。

（遺族年金等の支給の特例）

第七條 軍人軍属が昭和二十年九月二日以後遺族
援護法第四條第二項に規定する戦地であつた地
域において在職期間内に軍人軍属たる特別の事
情に關連して死亡し、又は軍人軍属であつた者

が同項に規定する事変地若しくは戦地若しくは
同項に規定する戦地であつた地域における存職
期間内の行為に關連して同日以後当該地域にお
いて死亡した場合においては、当該死亡が同法
第二十三條第一項の規定による遺族年金（戦傷
病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律
（昭和二十八年法律第百八十一号）附則第二十
項及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正
する法律（昭和三十年法律第百四十四号）附則第
十一項の規定による遺族年金を含む。）の支給事
由に該当する場合を除き、その遺族に遺族年金
を支給する。ただし、当該死亡が大赦令（昭和
二十年勅令第五百七十九号）第一條各号、大赦
令（昭和二十一年勅令第五百十一号）第一條各号

及び大赦令(昭和二十七年政令第百十七号)第一
条各号に掲げる罪以外の罪に当たたる行為に關連
するものであることが明らかでないとして援護審査
会が議決した場合に限る。

2 前項の規定により遺族年金を支給する場合に
おいては、当該死亡が遺族援護法第三十四条第
二項又は第三項に規定する弔慰金の支給事由に
該当する場合を除き、当該死亡した者の遺族に

弔慰金を支給する。

3 第一項の遺族年金及び前項の弔慰金について
は、遺族援護法の規定による遺族年金及び弔慰
金に關する規定を準用する。この場合において、
次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄
に掲げる日又は月、それぞれ、同表の下欄に
掲げる日又は月と読み替へるものとする。

第二十五条第一項		
第三十条第一項	昭和二十七年四月一日	昭和四十六年十月一日
第三十六条第一項第二号、第四号及び 第六号並びに第二項	昭和二十七年四月二日	昭和四十六年十月二日
第三十八条第三号		
第二十五条第一項		
第三十六条第二項	昭和二十七年三月三十一日	昭和四十六年九月三十日
第三十八条第三号		
第二十九条第一項第二号及び第四号	昭和二十七年四月二日	昭和四十六年十月二日
第三十六条第一項第一号		
第三十八条第二号		
第三十条第一項	昭和二十七年四月二日	昭和四十六年十月二日
第三十六条第一項第二号		

(遺族年金の支給の特例)

第八条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改
正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号。
以下「法律第百八十一号」という。)の施行の際
遺族援護法第二十五条第一項第三号又は第五号
に規定する条件に該当していなかったため遺族
年金を受ける権利を有しなかった父、母、祖父
又は祖母であつて、同法第二十五条第一項中
「昭和二十七年四月一日(死亡した者の死亡の日
が、昭和二十七年四月二日以後であるときは、
その死亡の日)」とあるのを「昭和四十六年十月
一日」と、同法第二十九条第一項第二号中「昭和
二十七年三月三十一日」とあるのを「昭和四十六
年九月三十日」と読み替へて適用した場合に、この
法律の施行の際又はこの法律の施行後において
遺族年金を受ける権利を有することとなるもの

については、法律第百八十一号附則第十二項本
文の規定にかかわらず、その者に遺族援護法第
二十三条第一項の遺族年金を支給する。

2 前項の規定により遺族年金を受ける権利を有
するに至つた者で、当該遺族年金の支給事由と
同一の事由により恩給法の一部を改正する法律
(昭和二十八年法律第百五十五号)附則第十条第
一項に規定する旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の
遺族たるによる扶助料(以下「公務扶助料」とい
う。)を受ける資格を有するもの(同一の事由に
よる公務扶助料を受ける権利を有するもの並び
に当該公務扶助料を受ける権利を有する者の扶
養遺族であるもの及び扶養遺族であつたものを
除く。)は、厚生省令で定めるところにより厚生
大臣に届け出なければ、当該遺族年金を受ける
権利を失う。

3 第一項の遺族年金について遺族援護法を適用
する場合には、同法第三十条第一項中「昭和二
十七年四月(死亡した者の死亡の日が昭和二十
七年四月一日以後であるときは、その死亡の日
の属する月の翌月)」とあるのは「昭和四十六年
十月」と、同法第二項中「死亡した者の死亡の日
の属する月の翌月」とあるのは「昭和四十六年十
月」とする。

4 第一項の規定により遺族年金を受ける権利を
有するに至つた者に支給する遺族年金の額は、
他に同一の事由による公務扶助料が支給される
期間、七千円(遺族援護法第二十三条第一項第
二号に掲げる遺族に支給するものであるときは、
五千二百五十円)とする。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経
過措置)

第九条 昭和四十六年一月から同年九月までの月
分の留守家族手当については、この法律による
改正前の未帰還者留守家族等援護法第八条中
「一万三千八百円」とあるのは「一万三千三百五十
円」と、「一万三千六百八十円」とあるのは「一万
三千九百五十円」とする。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の
一部改正に伴う経過措置)

第十条 この法律による戦傷病者等の妻に対する
特別給付金支給法第二条第一項の規定の改正に
より同法第三条に規定する特別給付金を受ける
権利を有することとなるべき者については、同
法第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和四
十一年四月一日」とあるのは、「昭和四十六年十
月一日」とする。

2 この法律による改正後の戦傷病者等の妻に対
する特別給付金支給法第二条第一項及び前項の
規定により特別給付金を受ける権利を有するに
至つた者に交付する同法第四条第二項に規定す
る国債の発行の日、昭和四十六年十月一日と
する。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)
第十一条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二

十八年法律第百五十五号)の一部を次のように改
正する。

第三十五条の三の次に次の一条を加える。
(戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金
を受ける権利を取得した者の扶助料を受ける資
格の喪失)

第三十五条の四 この法律の附則の規定により旧
軍人、旧準軍人又は旧軍属の遺族の扶助料を受
ける資格を取得した父、母、祖父又は祖母が、
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正す
る法律(昭和四十六年法律第 号)附則第
八条の規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法
による遺族年金を受ける権利を有するに至つた
ときは、その者は、当該扶助料を受ける資格を
失う。

社会労働委員会会議録第二号中正誤

ページ 段行 誤 正
五一七 制度 制限